

宮川流域ルネッサンス事業の
今後の取組方針について(案)

平成22年6月

三重県政策部

－ 目 次 －

| | |
|--|-----------|
| Ⅰ はじめに | 1 |
| Ⅱ 宮川流域ルネッサンス事業の施策体系について | |
| 1. 基本計画について | 1 |
| 2. 実施計画について | 2 |
| Ⅲ これまでの取組に対する評価・検証について | |
| 基本理念Ⅰ 清流や森林、渓谷、干潟など豊かな自然の保全・再生 | 2 |
| (1) 多様な生物が生きる環境づくり | 3 |
| (2) 貴重な自然、身近な自然の保全と活用 | 4 |
| (3) 森林、農地など「緑のダム」の適正な保全・管理 | 5 |
| (4) 河川・沿岸域の景観づくり | 7 |
| 基本理念Ⅱ 豊かで清らかな川の流れを甦らせる健全な水循環の構築 | 8 |
| (5) 良好な水質の確保 | 9 |
| (6) 適正な水利用と流量の回復 | 11 |
| (7) 流域の安全の確保 | 12 |
| 基本理念Ⅲ 川とともに育まれてきた歴史・文化の継承・発展 | 14 |
| (8) 水とのふれあい空間の創造 | 14 |
| (9) 学校教育、家庭及び地域での学習活動の充実 | 15 |
| (10) 水の文化、森の文化の提示・創造 | 16 |
| (11) 環境保全意識、清流意識の醸成 | 18 |
| 基本理念Ⅳ 自然環境と調和した魅力ある流域づくり | 19 |
| (12) 動植物とのふれあい空間の創造・演出 | 20 |
| (13) 自然環境保全型の集客交流施策の推進 | 20 |
| (14) 流域の自然環境を対象とした科学技術の推進 | 22 |
| (15) 地域産業の育成 | 22 |
| 計画実現に向けた方策 | 24 |
| (16) 流域圏の推進体制の確立 | 25 |
| Ⅳ 基本計画期間終了後の取組方針について | |
| 1. 各計画構成事業の今後の取組方向について | 26 |
| 2. 宮川流域を取りまく課題について | 27 |
| 3. 基本計画期間終了後（平成23年度以降）の取組方針(案)について | 27 |
| | |
| (参考) 宮川流域ルネッサンス事業を構成する各事業の 基本計画期間終了後の取組方向一覧 | 29 |

I はじめに

宮川流域ルネッサンス事業は、清流に象徴される豊かな自然と優れた地域資源を持つ宮川流域を「日本一の清流」として次世代に引き継ぐことができるよう、地域との協力のもと、環境問題や地域振興問題などの諸課題を総合的、一体的に捉えて取り組むことを目的としてきました。

事業推進にあたっては、平成10年2月に策定した「宮川流域ルネッサンス・ビジョン」により宮川流域の個性を生かした4つの基本理念を掲げるとともに、平成10年12月に策定した「宮川流域ルネッサンス基本計画（以下、「基本計画」という。）」及びアクションプログラムとして4年単位に第3次まで策定した「宮川流域ルネッサンス事業実施計画（以下、「実施計画」という。）」に基づき事業を展開してきました。

基本計画及び第3次実施計画の計画期間が平成22年度末に終了することから、これまで連携して事業を推進してきた関係各機関（県関係部局、流域市町、国関係機関、宮川流域ルネッサンス協議会）が行う各計画構成事業の評価・検証の内容を基に、これまでの宮川流域ルネッサンス事業の取組を総括するとともに、計画期間終了後の県の取組方針を整理しました。

II 宮川流域ルネッサンス事業の施策体系について

1. 基本計画について

宮川流域ルネッサンス基本計画は、4つの基本理念のもと16項目からなる「施策の方向性（ビジョン）」を定め、それを実現する55の「施策」を定めました。各「施策」は、県、流域市町、国関係機関、宮川流域ルネッサンス協議会がそれぞれ所管する138事業で構成しています。

基本理念

I 清流や森林、溪谷、干潟など豊かな自然の保全・再生

高度経済成長とともに失われていった「自然」を取り戻すとともに、宮川流域に残された豊かな「自然」を保全・再生し、後世に継承していきます。

II 豊かで清らかな川の流を甦らせる健全な水循環の構築

流域の人々の記憶に残る川の流の再生に向けて、自然環境を育み、持続可能な地域社会を支える、望ましい水循環の仕組みを構築していきます。

III 川とともに育まれてきた歴史・文化の継承・発展

流域に存在する歴史・文化や人々の生活文化を川との関わりにおいて捉え直し、流域の貴重な資源として再評価し、継続・発展させていきます。

IV 自然環境と調和した魅力ある流域づくり

宮川流域をこれからの時代にふさわしい循環型社会のモデル地域、人と自然の共生のモデル地域として打ち出し、その魅力を内外にPRしていきます。

2. 実施計画について

4年間単位で策定する実施計画については、第1次は県が策定しましたが、第2次及び第3次実施計画は、県と宮川流域ルネッサンス協議会が協働で策定しました。

実施計画の策定状況

- ・ 第1次実施計画（平成11年度～平成14年度）
事業実施のための基礎調査、基盤整備、流域での事業推進基盤の強化など、行政（流域市町村、県、国関係機関）が実施主体のものを中心に事業を展開しました。
- ・ 第2次実施計画（平成15年度～平成18年度）
流量回復、水質保全、生態系保全、森林保全、地域振興の5つのテーマを設定し、住民と行政が協働で事業を展開しました。
- ・ 第3次実施計画（平成19年度～平成22年度）
「文化力」と「新しい時代の公」の考え方のもと、第2次実施計画で定めた5つのテーマを引き継ぎ、地域と連携・協働し事業を推進しています。

III これまでの取組に対する評価・検証について

宮川流域ルネッサンス事業のこれまでの取組について、基本計画及び実施計画を構成する各事業の評価・検証の内容を基に16項目の「施策の方向性（ビジョン）」別に整理しました。

基本理念

「清流や森林、渓谷、干潟など豊かな自然の保全・再生」

【概要】

基本計画期間中に「奥伊勢宮川峡県立自然公園計画（平成17年9月）」や「宮川流域総合森林整備計画（平成14年3月）」が策定されるなど豊かな自然環境の保全・再生に向けた行政計画の整備が進みました。

多様な生物が生きる環境づくりに向けては、多自然護岸の整備が順調に進み、宮川に住む生物に関する基礎調査が実施され、その結果を活用した啓発活動も実施されています。多様な生物を育む河口域では、アマモ場の造成を実施し藻場の再生にとり組むとともに、砂浜の復元や海岸防災保安林の公有林化を推進しました。また、流域では、宮川流域ルネッサンス協議会による住民が主体となった清流を守る活動が展開されています。

宮川上流域の森林では、定額助成事業などを活用した間伐や森林環境創造事業を活用した公的管理が進められ、森林整備率（森林整備計画面積に対する整備済み面積）が県内で最も高い進捗率となっています。一方、森林経営を巡る厳しい状況等から、保安林指定や造林未済地面積の縮小は計画通りには進んでいない状況にあります。ま

た、野生生物との共存を考慮した食害対策は、防護柵の設置などの対策を講じているものの、被害が増加傾向にあるなど依然厳しい状況にあります。

(1) 多様な生物が生きる環境づくり

【現状】

- ① 宮川流域の河川改修にあたっては、水辺の豊かな自然環境を保全するために、防災機能との調和を図りながら、生態系や景観に配慮した事業を進めています。
- ② 平成9年度から11年度にかけて「宮川水域水生生物生態調査」を実施するとともに、平成10年度から12年度にかけて「宮川河口海域におけるアユの分布生態調査」を実施しました。調査結果を基に啓発用資料等を作成し、宮川流域ルネッサンス協議会の取組等を通じて宮川流域の生態系保全に向けた啓発に活用しました。
- ③ 平成14年度から「守ろう清流！宮川流域いっせいチェック」の取組がスタートし、流域住民がボランティアで、宮川本支流50地点の水質や景観の移り変わりを調査しています。
- ④ 多様な生物を育む河口域の保全・整備に向け、平成17年度から平成20年度にかけて、伊勢市二見町地先でアマモ場の造成を実施し、藻場の再生に取り組みました。

【評価】(成果や課題、その要因)

- ① 多自然川づくりを推進し、宮川水系の河川で8河川3.1kmの多自然護岸整備を実施し、基本計画の目標を達成しました。自然環境の保全と災害対策の両立は難しい面もあることから、沿川土地利用の状況も含め、その地域の状況に応じた整備が今後とも課題となります。

| 数値目標項目 | 目標と実績 |
|---------|-----------------------|
| 多自然護岸延長 | 平成9年度時点 : 1河川 0.5km |
| | 平成22年度目標 : 3河川 2.4km |
| | 平成21年度末実績 : 8河川 3.1km |

- ② 調査を通じて海産アユの生息域、藻場の重要性を解明し、冷水病問題に対応する海産アユの重要性や宮川河口域におけるアユの生態が明らかになりました。今後、効果的な河川の保全機能の検討を実施する場合は、専門機関の協力を得ながら、流域関係者間の連携を図っていく必要があります。
- ③ 流域住民の地道な取組が、清流日本一を維持する活動を支えています。地域や住民が主体となった取組を推進することにより、宮川への関心を高めることができました。
- ④ アマモ場の衰退の原因となっていた海底の砂の移動を潜堤により軽減し、造成したアマモ場の安定と拡大を図ることができました。

【今後の取組方向】

- ① 現在策定中の「宮川水系河川整備計画」に基づき、自然環境に配慮し、地域の状況に応じた河川整備を推進します。
- ② 現在設置している「宮川流域ルネッサンス事業地域調整会議」を中心とした関係行政機関間の連携体制の充実を図るとともに、宮川流域の生態系保全に向けた地域の取組との協働を推進します。
- ③ 宮川流域ルネッサンス協議会を通じて、清流日本一の維持に向け、住民、企業、行政が協働・連携する地域主体の取組を推進します。
- ④ 伊勢湾河口域は、伊勢湾内の良好な海域環境を維持するうえでも重要な海域と位置付けられることから、今後も取組を継続します。

(2) 貴重な自然、身近な自然の保全と活用

【現状】

- ① 昭和42年8月の奥伊勢宮川峡県立自然公園の指定後、規制計画・施設計画が策定されず自然公園としての効用が十分に発揮されていない状況でしたが、平成17年9月に「奥伊勢宮川峡県立自然公園計画」を策定しました。
- ② 基本計画策定時に、県内の緑に関する質の向上や山から海に至る緑の連続性の確保を図るため、県計画として策定をめざしていた「緑のネットワーク 21（仮称）」は策定に至りませんでした。一方、平成15年4月1日から「三重県自然環境保全条例」が施行され、緑の保全活動を行う市民団体の主体的な活動を促進しています。

【評価】（成果や課題、その要因）

- ① 自然公園計画の策定により、奥伊勢地域のすぐれた自然の風景地を適正に保護するとともに、県民の野外レクリエーション地区としてその利用を促進するための方針が定まりました。
- ② 条例に基づき、里地里山保全活動団体の実施する自然環境保全活動を知事が認定するとともに、その活動を支援し、住民団体の自主的な活動を促進しています。（宮川流域では平成21年度末現在2団体認定）

【今後の取組方向】

- ① 自然公園計画に基づき、地元自治体や関係団体と連携した取組を推進します。
- ② 今後も「三重県自然環境保全条例」に基づき、里地里山保全活動団体が取り組む緑の保全活動を支援します。

(3) 森林、農地など「緑のダム」の適正な保全・管理

【現状】

- ① 宮川流域の森林が有する「緑のダム」としての水環境保全機能等を高めるため、持続可能な森林管理システムを総合的に計画する「宮川流域総合森林整備計画」を平成 14 年 3 月に策定しました。
- ② 「南伊勢地域森林計画」に基づき、保安林の指定を行い、森林の適正な管理のための指導を行うとともに、森林の持つ公益的機能が高度に発揮される森林づくりを推進しています。
- ③ 放置されている森林の縮減に向け、定額助成事業などを活用した間伐等の実施や森林環境創造事業による公的管理を推進しています。
- ④ 野生動物との共存を考慮した食害対策に向け、平成 18 年度に「特定鳥獣保護管理計画第 2 期（平成 19 年 4 月～平成 24 年 3 月）」を策定しました。また、近畿地方環境事務所により「大台ヶ原・大杉谷のニホンジカ保護管理連絡会議」が開催され、保護管理の円滑な推進が行われています。ニホンザルについては、平成 22 年 3 月に「三重県ニホンザル保護管理方針」を策定しました。
- ⑤ 森林づくりを地域社会全体で支える方策等の検討に向け、平成 19 年度に「三重の森林づくり検討委員会」を設置するとともに、平成 20 年度はパブリックコメントや市町等から得た意見をふまえ、今後必要となる施策を整理しました。
- ⑥ 森林・農地の適正管理の促進に向け、平成 11 年度から平成 19 年度まで、「三重県型デカップリング事業」を実施し、森林間伐や農林地の適正管理活動を推進しました。

【評価】（成果や課題、その要因）

- ① 生産林における森林整備や環境林における森林の公的管理に取り組んだ結果、間伐等の森林整備が推進されました。宮川流域では、森林環境創造事業により、平成 13 年度から平成 32 年度までの 20 年間で 8,321ha の森林を整備する目標に対し、平成 21 年度までに 4,409ha（53%）の森林が整備され、県内で最も高い進捗率となっています。しかし、林業を取り巻く環境の悪化等から、森林の適正な管理が遅れる状況にあります。
- ② 保安林指定は、私有財産に制限を加えることから森林所有者から指定承諾を得る必要があるうえ、所有境界が不明な森林も多く計画どおり進んでいません。

| 数 値 目 標 項 目 | 目 標 と 実 績 |
|-------------|------------------------|
| 保安林指定面積 | 平成 22 年度目標 : 27,500ha |
| | 平成 21 年度末実績 : 23,997ha |

- ③ 県内の間伐実施面積は年々増加してきていますが、森林経営を巡る厳しい状況の中、森林所有者の経営意欲の低下などにより、植栽や保育等が行われずに

放置される森林も発生しています。

| 数 値 目 標 項 目 | 目 標 と 実 績 | |
|-------------------|-----------|-------|
| 荒廃森林（造林未済地） 面積 | 平成9年度時点 | 393ha |
| | 平成22年度目標 | 110ha |
| | 平成21年度末実績 | 211ha |

- ④ ニホンジカの捕獲頭数は計画を上回っていますが、メスジカの捕獲割合が計画どおりとなっていないことなどから被害が軽減されていません。保護柵等の実施も行っていますが、なかなか完全防御できない状況です。ニホンザルによる被害も増加傾向にあります。

| 数 値 目 標 項 目 | 目 標 と 実 績 | |
|-----------------------------------|-----------|--------------------------|
| 造林面積に対するカモシカ、シカ等の被害防止 (単年度で算定) | 平成22年度目標 | 30% |
| | 平成21年度実績 | 29% |
| しいたけほだ場被害防止率（サル食害防止） (単年度で算定) | 平成22年度目標 | 100.0% |
| | 平成20年度 実績 | 86.0% (21年度実績は7月確定予定) |

- ⑤ 林業活動を通じて「緑の循環」の維持向上を図るため、森林の団地化・施業の集約化を進め、林業活動の低コスト化に取り組んでいますが、林業を取り巻く社会環境は依然として厳しいことから、新たな森林・林業施策を進めるためには、社会全体での森林づくりの仕組みが必要な状況となっています。
- ⑥ 「三重県型デカップリング事業」により、宮川流域で 3,865ha の森林間伐と 1,418ha の農林地の適正管理活動が実施されました。

【今後の取組方向】

- ① 「宮川流域総合森林整備計画」等に基づく生産林と環境林のゾーニング毎に適した整備を推進するとともに、管理の遅れている森林の重点的な整備や森林の集約化、流通改革による間伐材等の利用促進を図ります。
- ② 「南伊勢地域森林計画」に基づく保安林指定に向けて、森林所有者に保安林指定の意義等の理解を得るよう努めていきます。
- ③ 森林環境創造事業などの補助事業を活用するとともに、路網整備や間伐材の利用促進等を通じて、森林の整備を促進していきます。
- ④ ニホンジカについては、有害鳥獣捕獲促進事業を継続し、メスジカの有害捕獲を計画どおり行うことを検討します。ニホンザルについては、「三重県ニホンザル保護管理方針」に基づき、地域個体群を安定的に維持しながら農林業への被害を軽減しつつ、里山環境におけるヒトとの共存を図ります。
- ⑤ 林業活動による適正な森林管理がますます困難となってきたことから、企業、NPO、ボランティアなど多様な主体の参画をはじめとして、社会全体

で森林づくりを支える仕組みづくりに取り組みます。

- ⑥ 森林間伐については、環境森林部で一元的に実施し、中山間地域については、農水商工部による地域産業支援施策で対応します。

(4) 河川・沿岸域の景観づくり

【現状】

- ① ダム湖・河川・海岸等に漂着する流木・生活ゴミ対策に向け、ダム管理者や河川管理者、流域市町による対策が講じられています。
- ② 河川・沿岸域の景観づくりに向け、ハード面では、宮川を横断している6本の橋（野原橋、本真橋、長古須橋、ウグイ谷橋、彦根橋、萩原橋）を地域の特性を生かしたカラーで統一しました。また、奥伊勢地域を屋外広告物沿道景観地区に指定し、通常の許可基準より高い基準を適用しています。
- ③ 流域内の土砂採取のあり方検討に向けては、抽出地点において横断測量や流量観測を実施してきましたが、平成16年9月の台風21号により大量の土砂が堆積したことから、河川掘削が必要な状況となっており、データの集積が困難となっています。
- ④ 砂浜の復元と活用に向け、伊勢市二見地区海岸で海岸侵食対策事業を実施しています。海岸防災保安林の公有林化に向けた事業は、平成14年度に事業を完了しました。

【評価】（成果や課題、その要因）

- ① 山間部には未だ大量の倒木があり、ダム湖や河川への流出が不可避の状況にありますが、地元自治体と共同で実施する清掃やゴミ除去の取組は、周辺環境と調和した川辺の再生に一定の成果がありました。また、地域では、住民、企業、行政が連携した広域的な清掃活動が展開されています。
- ② 整備された橋は、宮川の景観にアクセントを与えています。屋外広告物対策については、宮川流域及び奥伊勢地域の国道42号できめ細かな指導を実施することにより、良好な景観づくりにつながっています。
- ③ 土砂管理計画の策定は、データの集積が困難であるため休止しています。
- ④ 海岸侵食対策事業については、夫婦岩や旅館が集中している区間（一期）において、養浜工の一部を残し完了しましたが、安定確認のモニタリングを行うため、平成24年頃に供用する予定です。海岸防災保安林については、具体的な計画があった場所の公有林化を概ね完了したため、平成14年度で事業を完了しました。

| 数 値 目 標 項 目 | 目 標 と 実 績 |
|--------------------|---|
| 海岸防災保安林の公有 林化面積 | 平成 9 年度時点 : 4. 6 ha |
| | 平成 22 年度目標 : 13. 5 ha |
| | 平成 20 年度末実績 : 7. 6 ha (平成 14 年度に事業を終了) |

【今後の取組方向】

- ① 引き続き管理者による流木等の流出状況の監視を継続するとともに、必要に応じて撤去等の対応を行います。また、宮川流域ルネッサンス協議会やNPO、地域、企業等とも連携し、広域的な清掃活動を推進します。
- ② 今後も引き続き、整備した橋の適切な維持管理を行っていきます。また、違法広告等については「三重県屋外広告物条例」等に基づき対応します。
- ③ 土砂管理計画の策定は当面休止します。
- ④ 市町が取得した海岸防災保安林が防災機能を高度に発揮できるような森林整備等に対し支援を行います。

基本理念Ⅱ

「豊かで清らかな川の流れを甦らせる健全な水循環の構築」

【概要】

宮川の良好な水質の確保に向けては、宮川ダム冷濁水対策として平成 18 年 4 月から「宮川ダム選択取水設備」の供用を開始し、河川への影響軽減を図っています。また、「三重県生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）」により流域市町と県が連携した生活排水処理施設の整備を推進しており、「宮川流域の主要支流への環境基準の類型あてはめ」についても平成 14 年度に行い、県、国による水質監視を実施しています。

宮川は、平成 3 年の「全国一級河川の水質現況（国土交通省）」で初めて全国 1 位となって以来、1 位から遠ざかっていましたが、平成 12 年調査で 9 年ぶりに 1 位となりました。平成 14 年調査以降は、台風災害の影響を受けたと推測される平成 17 年調査を除き、全国 1 位を獲得しています。

流量回復の実現に向けては、宮川ダム直下では、平成 18 年 4 月から選択取水設備の運用にあわせて河川維持流量の $0.37\text{m}^3/\text{s}$ に発電事業者の地域貢献分として $0.13\text{m}^3/\text{s}$ を上乗せした、当面の目標と同じ $0.5\text{m}^3/\text{s}$ の放流が実施され、目標を実現しました。粟生頭首工直下については、県が企業庁水力発電事業民間譲渡に向けた基本姿勢として、粟生頭首工直下の目標流量である $3.0\text{m}^3/\text{s}$ を下回る場合に宮川ダムから年間 1,000 万 m^3 を限度として放流することを表明し、現在その実現をめざして関係者との調整を進めています。

流域の安全確保に向けては、県管理区間の河川整備率目標を概ね達成しましたが、土石流対策安全度や治山整備率は、平成 16 年 9 月の台風 21 号による災害への対応や緊急度の高い箇所への着手を優先したため目標に達していません。

(5) 良好な水質の確保

【現状】

- ① 宮川ダム冷濁水対策として、平成 11 年度から平成 17 年度まで「宮川ダム選択取水設備設置工事」を実施し、平成 18 年 4 月から運用を開始しています。
- ② 水質汚濁の主な原因である生活排水の処理施設の整備を「三重県生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）」に基づき、計画的効果的に進めています。宮川流域下水道は平成 18 年 6 月に一部供用を開始しています。
- ③ 宮川流域市町のうち、農業集落排水事業による整備を計画しているのは 4 市町（伊勢市、多気町、明和町、玉城町）であり、現在全ての市町で事業に着手しています。
- ④ 「宮川流域の主要支流への環境基準の類型あてはめ」については、平成 14 年度までに、対象となる全ての河川のあてはめを行いました。類型あてはめを実施した河川（宮川、勢田川、五十鈴川、一之瀬川、濁川、大内山川、藤川、横輪川）については、常時県が水質の監視を実施しています。国においても、宮川の岩出、度会橋、勢田川の勢田大橋で定期的な水質測定を実施しています。

【評価】（成果や課題、その要因）

- ① 選択取水設備の完成により、遠隔操作でダムの取水口を 26m の幅で上下に移動することが可能となり、ダム湖表層の水温に近く水質がきれいな層を選択して放流することで、河川への影響を軽減しています。選択取水設備運用後のダム下流部のデータを基に、平成 21 年度に実施した選択取水設備の効果検証においても、選択取水設備の運用開始後、放流水温の冷水状況が改善されていることが確認できました。

（参考 1）宮川ダム湖の表層の水とダム放流口から放流された水の温度差

| | 平成 5 年～9 年平均 | 平成 18 年～21 年平均 |
|------------------|--------------|----------------|
| 年平均 | 3.5 ～ 8.1℃ | 1.7 ～ 2.4℃ |
| 4～8 月 (アユ成長期) | 6.0 ～ 10.4℃ | 3.1 ～ 4.3℃ |

- ② 宮川流域市町で下水道事業に着手しているのは、平成 21 年度時点では 1 市 4 町（伊勢市、多気町、明和町、大台町、玉城町）であり、全ての市町で供用を開始しています。宮川流域 7 市町における生活排水処理整備率（宮川流域市町人口に対する生活排水処理施設整備人口）は、平成 22 年度末目標 59.8% に対し、平成 20 年度末実績で 52.7% となっています。

| 数値目標項目 | 目標と実績 |
|-------------|--|
| 生活排水処理施設整備率 | 平成9年度時点 : 20.1% |
| | 平成22年度目標 : (当初) 44.7% (18年3月計画見直し後) 59.8% |
| | 平成20年度末実績 : 52.7% (21年度実績は9月確定予定) |

- ③ 農業集落排水事業による処理区数は、平成18年3月時点の計画で13処理区が計画されており、現在12処理区（伊勢市2、多気町6、明和町1、玉城町3）が供用を開始し、1処理区（明和町1）が事業実施中です。

| 数値目標項目 | 目標と実績 |
|-------------|-------------------|
| 農業集落排水事業整備率 | 平成22年度目標 : 40.0% |
| | 平成21年度末実績 : 70.9% |

- ④ 宮川流域ルネッサンス事業がスタートした平成9年度時点では、宮川は国土交通省が実施する「全国一級河川の水質現況」の河川水質ランキングにおいて、初の全国1位となった平成3年調査以来、1位から遠ざかっていました。宮川流域ルネッサンス事業では、このランキングで再び1位になることを目標の一つに掲げ、関係機関が連携し地域が一体となった事業を推進してきました。この取組が実を結び、平成12年調査で宮川が9年ぶりに全国1位となり、平成14年調査以降では、平成16年9月に発生した台風21号の影響を受けたと推測される平成17年調査を除いて全国1位を維持しています。また平成17年度以降、定期的な水質測定を実施している宮川流域の河川では、勢田川を除き環境基準を満たしています。

(参考2) 全国一級河川水質現況「河川ランキング」における宮川の順位

| 対象年 | BOD 平均値 | 順位 | 対象年 | BOD 平均値 | 順位 |
|-------|----------|-------|-------|----------|-------|
| 平成 9年 | 0.6 mg/l | 11位 | 平成16年 | 0.5 mg/l | 1位(5) |
| 10年 | 0.5 mg/l | 10位 | 17年 | 0.6 mg/l | 11位 |
| 11年 | 0.6 mg/l | 6位 | 18年 | 0.5 mg/l | 1位(8) |
| 12年 | 0.5 mg/l | 1位(4) | 19年 | 0.5 mg/l | 1位(7) |
| 13年 | 0.6 mg/l | 2位 | 20年 | 0.5 mg/l | 1位(6) |
| 14年 | 0.5 mg/l | 1位(4) | | | |
| 15年 | 0.5 mg/l | 1位(5) | | | |

※1 調査地点は、中・下流域の岩出（玉城町）と度会橋（伊勢市）。

※2 平成11年調査以降は、0.5 mg/l 以下の結果を0.5 mg/l と表記している。

※3 1位の年の（）内は、ランキング1位河川の総数。

※4 平成18年から3年連続で1位となったのは、黒部川（富山県）、宮川（三重県）、川辺川（熊本県）の3河川のみ。

勢田川については、国が実施する宮川本川からの浄化用水の導入による改善が認められるものの、県内河川の水質ワースト5に入っています。地域住民の主体的な取組も実施されていますが、汚濁負荷は生活排水によるものが大きな割合を示しています。

【今後の取組方向】

- ① 今後も引き続き宮川ダム選択取水設備の適切な運用に努めます。
- ② 今後も「三重県生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）」に基づき、流域市町と県が連携し、下水道の普及をはじめとした生活排水処理施設の整備を推進します。
- ③ 農業集落排水事業については、現在事業を実施している1処理区（明和町1）について町と連携して事業を推進します。
- ④ 宮川流域河川の水質保全に向け、これまでの事業の成果を生かし、関係機関が連携し地域が一体となった取組を引き続き推進します。

（6）適正な水利用と流量の回復

【現状】

- ① 平成12年3月にルネッサンス委員会が同水部会の報告を基にまとめた宮川の流量回復に向けた基本方針では、宮川の再現濁水流量（宮川ダム直下 $2.0\text{m}^3/\text{s}$ 、粟生頭首工直下で $5.0\text{m}^3/\text{s}$ ）を回復目標に想定するとともに、様々な回復方策を示しました。県は、提示された方策について関係者と協議、検討を行い、平成12年11月のルネッサンス推進会議において、当面の流量回復目標を宮川ダム直下 $0.5\text{m}^3/\text{s}$ 、粟生頭首工直下 $3.0\text{m}^3/\text{s}$ と決定し、平成13年3月のルネッサンス委員会に報告しました。これをふまえ、流域の関係者と協議を行い、理解を得ていくことで実現をめざしています。
- ② 農業用水の有効利用と濁水時における水不足に対応することなどを目的として、平成7年度から国営宮川用水第二期農業水利事業が実施されています。関連して実施する県営事業等についても重点的に進められています。

【評価】（成果や課題、その要因）

- ① 宮川ダム直下は、関係者の理解と協力により宮川ダムに選択取水設備が設置され、平成18年4月から河川維持流量の $0.37\text{m}^3/\text{s}$ に発電事業者の地域貢献分として $0.13\text{m}^3/\text{s}$ を上乗せした、当面の目標と同じ $0.5\text{m}^3/\text{s}$ の放流が実施され、目標を実現しました。粟生頭首工直下は、県が企業庁水力発電事業民間譲渡に向けた基本姿勢として、粟生頭首工直下で $3.0\text{m}^3/\text{s}$ を下回る場合に宮川ダムから年間1,000万 m^3 を限度として放流することを表明し、現在その実現に向け、関係者との調整を進めています。

- ② 国営宮川用水第二期農業水利事業により営農形態の変化に応じた農業用水の確保と水資源の効率的な利用を実現するとともに最適な水管理が可能となるよう整備が進められています。これにより宮川からの取水状況が改善される計画です。斎宮調整池（明和町、玉城町）は、斎宮池と惣田池を合併し、貯留能力を現在の10倍近い約200万 m^3 に拡大し、宮川の流量が少なく必要な水量が取水できない時期に対応するための貯留施設として整備が進められています。関連して実施する農業用水のパイプライン化を進める県営かんがい排水事業等についても、国営事業の進捗と整合を図りながら農業用水の効率的な水利用と管理の合理化・効率化を図っています。

【今後の取組方向】

- ① 宮川ダム直下は水力発電事業の事業主体が変更した場合も引き続き0.5 m^3/s の放流を実施すること条件に譲渡先と交渉します。また、粟生頭首工直下3.0 m^3/s の目標に向けて関係者の理解を得ながら流量回復補給の実施に向けた調整を行います。
- ② 県営事業については、引き続きコスト縮減を図りつつ、事業効果の早期実現をめざします。また、国営事業の進捗と整合を図りながら、農業用水の効率的な水利用により農業用水の節減を図ります。

(7) 流域の安全の確保

【現状】

- ① 治水安全度向上のため、「三重県河川整備戦略」に基づき、浸水実績や保全すべき人口・資産の集積度、緊急性等を勘案し、河川改修事業を進めています。
- ② 宮川ダムでは、洪水調節能力を強化するため、平成17年8月から洪水調節のための容量を一時的に増やす操作の運用（事前放流）を開始しました。さらに効果的なダムの運用ができるよう操作規則の見直しも行い、平成19年7月14日から運用を開始しています。また、流域の安全確保に向け、情報基盤についても平成16年度までに、制御機器（ダムコン）、警報局、水位雨量観測局の無線整備の更新及び宮川ダムから三瀬谷ダム間の情報専用回線の二重化及び三重県防災行政無線（平成18年度から「三重県防災通信ネットワーク」）を用いて通信路を強化しました。
- ③ 土砂災害対策の推進に向け、平成16年9月に発生した台風21号による土砂災害からの被害を防止するため、緊急度の高い旧宮川村で集中的に事業を実施してきました。
- ④ 水源地域等の森林の造成・整備を総合的に実施し、災害に強い森林づくりを実施しました。

【評価】(成果や課題、その要因)

- ① 平成 21 年度末現在、宮川水系県管理区間において、23.9%の河川改修を実施し、目標を概ね達成しました。

| 数 値 目 標 項 目 | 目 標 と 実 績 |
|---|--------------------------------|
| 宮川水系の県管理区間における河川整備率(河川改修が必要な延長に対する整備済み延長) | 平成 9 年度時点 : 約 2 0 % |
| | 平成 22 年度目標 : 約 2 4 % |
| | 平成 21 年度末実績 : 2 3 . 9 % |

- ② 事前放流や操作規則の見直しなどの治水能力の強化により、平成 16 年 9 月の台風 21 号と同規模の洪水に対しても宮川ダムの洪水調整機能が保持されることとなりました。また、ダム管理上必要な設備の更新を行い、宮川ダムと三瀬谷ダム間の情報を交換する回線の強化を図ることができました。
- ③ 地形等の現地条件をもとに自然環境に配慮した工法を採用し、流域全体の安全度は向上していますが、宮川流域内の溪流における土石流対策安全度は目標に到達していません。

| 数 値 目 標 項 目 | 目 標 と 実 績 |
|-----------------------------------|-------------------------------|
| 土石流対策安全度(宮川水系内溪流における土砂災害保全人家戸数割合) | 平成 22 年度目標 : 4 3 . 0 % |
| | 平成 21 年度実績 : 3 5 . 1 % |

- ④ 平成 16 年 9 月の台風 21 号による災害以降、発生源対策として旧宮川村での事業を集中的に実施しました。人家付近の緊急度の高い箇所の復旧整備は整いましたが、災害復旧等治山事業の全体量が増加していることから、治山整備率は目標に達していません。今後は、公共事業予算の減少に伴い更なるコストの縮減を図る必要があります。

| 数 値 目 標 項 目 | 目 標 と 実 績 |
|------------------------------|--------------------------------|
| 治山整備率(松阪農林商工環境事務所管内の宮川流域の実績) | 平成 13 年度見込(当時): 5 1 . 0 % |
| | 平成 22 年度目標 : 7 3 . 0 % |
| | 平成 21 年度末実績 : 6 5 . 1 % |

【今後の取組方向】

- ① 近年頻発する出水等も考慮した「宮川水系河川整備計画」を策定するとともに、引き続き河川改修により流域の治水安全度向上を図り、地域の発展に資するよう事業を推進します。
- ② 引き続き、宮川ダムの適切な操作に努めます。また、増水時における水害を防止するため、河川及び河川管理施設の状況に関する情報を的確に把握していきます。
- ③ 今後も「宮川水系宮川ブロック溪流環境整備計画」に基づき、自然環境に配慮した土砂災害対策を推進します。

- ④ 予算の効率的な執行に努めるとともに、緊急度の高い箇所から治山対策事業を実施していきます。

基本理念Ⅲ

「川とともに育まれてきた歴史・文化の継承・発展」

【概要】

水とのふれあい空間の創造に向けては、親水護岸整備等を計画どおり実施するとともに、宇治山田港における水面活用のルールづくりを目的に「勢田川等水面利用対策協議会」が設立され、是正に向けた協議が始まりました。

環境教育の推進に向けては、県や伊勢市、環境情報学習センター、宮川流域ルネッサンス協議会による情報発信や啓発事業等が実施されています。

宮川流域の自然や歴史・文化などの資源を生かした取組として、平成 13 年度から「宮川流域エコミュージアム」事業がスタートしました。宮川流域ルネッサンス協議会が、流域市町と連携して案内フィールドの整備を行うとともに、「宮川流域案内人」による企画行事の開催を支援しています。

環境保全意識等の醸成に向けては、流域市町間で宮川に対する意識が共有できる条例や宣言などの制定に向けた検討が進められています。

宮川流域ルネッサンス協議会では、第 3 次実施計画に基づき、流域で活動する団体・個人を応援し、地域全体の取組の活性化を図る「想いをかたちにプロジェクト（宮川プロジェクト）」を展開するとともに、地域住民や流域市町等が連携する環境美化活動等の取組を支援しています。

(8) 水とのふれあい空間の創造

【現状】

- ① 伊勢市景観計画に基づき、親水性、景観、環境に配慮した水辺空間整備を実施し、整備後の護岸、高水敷等の適切な維持管理を行っています。
- ② 三瀬谷ダム上流の奥伊勢湖では、ダム湖と大台海洋センターの施設を利用して、県内唯一の漕艇場としての活用が図られています。
- ③ 水面活用のルールづくりが課題である宇治山田港では、沈没船の撤去処理を行っています。平成 22 年 1 月係留船舶実態調査では 600 隻の放置船舶が確認されました。

【評価】（成果や課題、その要因）

- ① 平成 21 年度末現在、宮川、五十鈴川、五十鈴川派川、奥河内川で述べ 4.71 kmの親水護岸整備等を実施し目標を達成しました。

| 数 値 目 標 項 目 | 目 標 と 実 績 |
|---------------------|------------------------|
| 水辺空間整備延長（親水 護岸等） | 平成9年度時点 : 4河川 3.4 km |
| | 平成22年度目標 : 4河川 4.1 km |
| | 平成21年度末実績 : 4河川 4.7 km |

- ② 奥伊勢湖は、各種イベントの開催や桜の里公園により交流と憩いの場を提供しています。湖面水位の減少時にはボート競技のコース設定に制約があり、その保持が課題となっています。
- ③ 宇治山田港における安全かつ秩序ある水面利用の維持・増進を図るため、平成21年11月に地元自治会や国、県、伊勢市などで構成する「勢田川等水面利用対策協議会」が設置されました。その中で是正に向けた協議、検討が行われています。

【今後の取組方向】

- ① 整備済みの護岸、高水敷等の適切な維持管理を行っていきます。
- ② 奥伊勢湖では、NPOと行政が協働し、夏場に限らず年間を通じたイベントの開催に取り組んでいきます。
- ③ 「勢田川等水面利用対策協議会」を中心に地元と関係機関が連携し、法律による規制の実現に向けた協議を進めていきます。

(9) 学校教育、家庭及び地域での学習活動の充実

【現状】

- ① 宮川流域の地域資源の再認識に向け、宮川流域ルネッサンス協議会が中心となって、副読本の発行や流域の活動拠点であるエコミュージアムセンターからの情報発信などの取組が実施されています。
- ② 環境教育の推進に向け、平成13・14年度環境教育推進モデル市町村（文部科学省）に旧宮川村が指定されました。また、宮川流域ルネッサンス協議会が平成14年度から夏休みの小学生を対象として「宮川流域子ども川サミット」を開催するとともに小中学校と連携した水生生物観察会等を実施しています。他にも、県が実施する「みえ・川の健康診断事業」や伊勢市が実施する市内小中学校を対象に実施する水質調査、三重県生涯学習センターによる宮川流域案内人行事の紹介、環境学習情報センターによる自然観察会の実施などが行われています。
- ③ 自然保護思想の醸成に向け、宮川流域ルネッサンス協議会が中心となって流域情報紙の発行や啓発を目的とした講座を開催してきました。

【評価】（成果や課題、その要因）

- ① 宮川に関わる昔話やインタビューを中心に編纂し平成12年度に発行した「宮

川物語」は、資料としての価値も高く好評を得ました。地域住民や学校関係者とともに編集し平成 21 年度に発行した宮川流域活動冊子「宮川へあそびにいこう！」は、流域の小学 4 年生に配布し、学習活動に活用されています。

- ② 大台町立宮川小学校では、「宮川の水をきれいに」を合い言葉に、児童自らが持ち寄った布を使い給食後の食器をきれいに拭き取る活動を 9 年間継続しているなど、環境保全に対する意識が地域に根付いている様子がみられます。「宮川流域子ども川サミット」は、宮川流域案内人や企業、地域住民からの支援もあり、流域市町が協働して実施するイベントとして定着しています。水生生物観察会や水質調査の実施も宮川の環境保全に向けた取組を推進するうえで重要な取組ですが、講師の養成や関係機関の調整・連携が必要です。
- ③ 流域情報紙は、宮川に関する様々な話題や地域の活動を取り上げ地域に親しまれてきました。また、啓発を目的とした講座の開催は、取組を通じて浮かび上がる地域のニーズに応じた内容を検討していく必要があります。

【今後の取組方向】

- ① 今後も宮川流域ルネッサンス協議会が中心となって、流域の地域資源の再認識を促し、それを活用した地域づくりの推進に寄与していきます。
- ② 宮川流域の子どもたちの交流と環境を大切にすることを育むためのイベントである「宮川流域子ども川サミット」は、宮川流域ルネッサンス協議会の主要な取組の一つとして継続に向けた検討が進められています。水生生物観察会等の開催についても、関係機関と調整し人材の育成支援について検討していきます。
- ③ 情報紙の発行は、流域市町の広報紙を活用した効果的な情報発信を検討しています。啓発を目的とした講座等の開催は、宮川流域ルネッサンス協議会が中心となった事業展開の中で事業化を検討します。

(10) 水の文化、森の文化の提示・創造

【現状】

- ① 平成 13 年度から「宮川流域エコミュージアム事業」を実施し、地域住民が主役となり、地域の自然や歴史・文化などを守り伝えるとともに、人々の交流や学習の場を提供することをめざす取組を推進しています。
- ② 平成 13 年度から平成 18 年度まで「宮川流域エコミュージアム整備事業」を実施し、流域市町と連携して宮川流域エコミュージアムのフィールドの整備や人材育成支援などに取り組みました。

【評価】(成果や課題、その要因)

- ① 「宮川流域エコミュージアム事業」では、地域の住民が、宮川流域ルネッサンス協議会が開催する宮川流域案内人養成講座を受講し、ボランティアで宮川流域の資源を紹介する「宮川流域案内人」(平成 22 年 3 月末現在約 290 名)に

登録したうえで、地域資源の魅力を紹介・体験する行事を企画・実施しています。平成21年度には、102件の行事が開催され流域内外から3,600名が参加するなど、宮川流域の資源に目を向け、地域が主体となって取り組む活動が活性化しています。

(参考3) 宮川流域案内人が企画する行事開催数と参加者の推移

| 年度 | 行事数 | 参加者数 | 年度 | 行事数 | 参加者数 |
|--------|-----|--------|------|------|--------|
| 平成13年度 | 37件 | 634名 | 18年度 | 97件 | 1,679名 |
| 14年度 | 28件 | 452名 | 19年度 | 101件 | 3,246名 |
| 15年度 | 60件 | 1,987名 | 20年度 | 107件 | 3,222名 |
| 16年度 | 52件 | 850名 | 21年度 | 102件 | 3,600名 |
| 17年度 | 97件 | 1,574名 | | | |

宮川流域エコミュージアムが地域に根ざした活動として定着し、宮川流域案内人のインタープリテーション（通訳）により参加者の自然、文化に対する意識の向上も図られています。しかし、今後の取組の発展に不可欠な市町との連携が十分に図られていない場合もあります。

- ② 宮川流域エコミュージアムの活動が進展したことにより、宮川を訪れる人が増加したため、訪問者の利便性を高める施設が不足してきています。また、一部では、維持管理の面で課題を抱えているところもあります。

(参考4) 宮川流域エコミュージアム整備事業によるフィールド整備実績

- 伊勢市
 - ・伊勢河崎「歴史が語る商いの都」整備 ・海の駅・川の駅整備
 - ・二見旅館街フィールド整備改修 ・宮川親水公園整備
 - ・ラブリバー公園進入路舗装整備
- 多気町
 - ・佐奈地区流域案内用便益施設整備 ・五桂池ふるさと村トイレ整備
 - ・女鬼峠整備 ・メダカ池保全 ・油田公園トイレ整備
- 大台町
 - ・奥伊勢湖艇庫増築整備 ・大杉谷自然学校の開校 他
- 玉城町
 - ・田丸城址遊歩道整備
- 大紀町
 - ・昆虫アパート整備 ・あじさいの道トイレ整備
 - ・永会の森（七洞岳登山口）トイレ整備 ・大平つつじ山植栽整備
 - ・南亦山遊歩道整備 ・グリーンパーク体験行事関連整備

【今後の取組方向】

- ① 宮川流域エコミュージアムの取組をより地域に根ざした活動とするため、宮川流域ルネッサンス協議会が主体となった流域市町や地域関係団体等との連携・協働に向けた取組を支援します。
- ② 宮川を訪れる人の利便性を高める施設の整備や地域が主体となった持続可能な運営の仕組みづくりについて関係者間で協議を進めていきます。

(11) 環境保全意識、清流意識の醸成

【現状】

- ① 環境保全意識、清流意識の醸成に向け、流域市町間で統一的な条例等の制定も視野に入れ、理念や基本方針など共有できる内容についての協議が進められています。
- ② 流域全体での環境美化活動の推進に向け、宮川流域ルネッサンス協議会等を中心に流域一体となった取組が展開されています。
- ③ 地域植生をふまえた緑化に向けては、宮川流域ルネッサンス協議会による「かわせみ募金」を通じた取組が推進されています。また、「企業の森」の取組により、「多気シャープの森」の活動が三重県で初めての契約地となり、地元の協力を得ながら森林整備活動を展開しています。
- ④ 水と森を守るフォーラムの開催については、当初県主導で開催していましたが、第3次実施計画がスタートした平成19年度以降は、宮川流域ルネッサンス協議会が毎年3月に開催する「宮川プロジェクト活動報告会」がその役割を担っています。

【評価】(成果や課題、その要因)

- ① 伊勢市を中心に統一的な条例についての協議が進められていますが、流域市町間で宮川流域に対する認識に温度差があり合意形成に至っていません。
- ② 環境美化活動の推進については、宮川流域ルネッサンス協議会を中心に流域関係者間の連携が図られています。今後は、流域一体となった環境保全意識の高揚やより事業効果の高い取組への発展を検討していく必要があります。
- ③ 大手ビールメーカーからの寄付金を活用した宮川上流域被災地域での植樹活動や紀北町三浦漁協協同組合が行う植樹活動への参加などを実施しています。流域間交流をふまえた取組を行っていますが、より参加しやすい事業の開催を検討していく必要があります。
- ④ 事業発足時のPRを目的としたフォーラムは当初の目的と達成しました。平成19年度からは、宮川流域ルネッサンス協議会が第3次実施計画に基づき、「想いをかたちにプロジェクト(宮川プロジェクト)」をスタートさせ、宮川流域の多様な主体による環境保全や地域おこし等の取組、活動する団体・個人間の交流等を支援しています。それぞれの活動は、宮川流域ルネッサンスの4つの

基本理念別に「宮川プロジェクト活動集」に集約し、冊子やホームページで紹介しています。また、年度末には、活動に参加する団体、個人が一堂に会する「宮川プロジェクト活動報告会」を開催し、1年間の活動を検証し、次年度の取組につなげていくことで、流域全体の取組の活性化を図っています。

【今後の取組方向】

- ① 統一的な条例等については、流域市町間の協議の移行を注視すると共に、宮川流域ルネッサンス協議会を通じて、今後も流域市町、県、国関係機関が協働・連携していく取組の内容について協議していきます。
- ② 環境保全意識の醸成に向けては、今後も宮川流域ルネッサンス協議会を中心に流域一体となった環境美化活動への取組を推進します。
- ③ 宮川流域ルネッサンス協議会が中心となり、広域連携組織のメリットを生かし、関係機関が連携・協働して緑化に向けた取組を引き続き推進します。
- ④ 宮川流域ルネッサンス協議会が主体となって、「想いをかたちにプロジェクト（宮川プロジェクト）」の取組を引き続き推進するとともに、清流宮川の魅力をより一層身近に感じてもらうことを目的として「宮川フォーラム（仮称）」を開催します。

基本理念Ⅳ

「自然環境と調和した魅力ある流域づくり」

【概要】

宮川流域の自然環境を生かした集客交流に向けては、宮川流域ルネッサンス協議会によるホームページや広報媒体を通じた取組が実施されています。

拠点施設の整備については、市町村合併により一部で整備計画そのものが見直されたものもありますが、流域市町による取組が推進されたことにより地域の拠点として活用されています。

地域産業の育成に向けては、「みえの安全・安心農業生産推進方針」等による環境保全型農業の普及に向けた取組を推進しています。

流域産品の高付加価値化・特産品化については、ファンド助成事業等を活用するとともに、特産品開発を支援し、地域の商工会等とも連携して事業化を図っています。高付加価値産品としては、ハタケシメジの露地栽培による安定生産技術を確立し、生産を開始しました。今後は他品種との併用による通年出荷をめざします。

漁場環境の保全に向けては、宮川河口域の伊勢市二見に設置した潜堤により、アマモ場の安定と拡大を図りました。

(12) 動植物とのふれあい空間の創造・演出

【現状】

県民に開かれた森林（自然観察林）は、宮川流域で15箇所が森林環境教育、森林レクリエーション、森林浴等に利用できる施設として整備されています。

【評価】（成果や課題、その要因）

各地域で活用が図られていますが、施設を管理する流域市町の財政状況が厳しさを増すなかで、その維持管理が課題となっています。

【今後の取組方向】

施設の大きな修繕やリフレッシュ工事等については国・県の事業を活用するとともに、維持管理については、地域住民やNPO、企業と連携・協働した取組を促進していきます。

(13) 自然環境保全型の集客交流施策の推進

【現状】

- ① 流域圏づくりのモデル事業としての情報発信に向け、宮川流域ルネッサンス協議会が行う啓発事業や県が行う情報発信等と連携した取組を進めています。
- ② 宮川流域の集客交流促進に向け、宮川流域ルネッサンス協議会が主体となって宮川流域エコミュージアムを中心とした各種啓発事業を推進しています。
- ③ 宮川流域の豊かな自然環境等を生かした集客交流に向け、グリーン・ツーリズムとエコツーリズムを柱として取組を推進しています。
- ④ 基本計画で計画していた拠点整備については、流域市町による取組が推進されています。
- ⑤ 基本計画で想定していた流域エコネットの構築は、宮川流域エコミュージアム拠点施設という位置付けで、勢田川下流域のNPO活動拠点施設の整備やネットワーク化が進められています。

【評価】（成果や課題、その要因）

- ① これまでの取組を通じて、宮川以外の流域においても、それぞれの流域の特長や状況に応じた取組が進められてきています。地域が主体となって取組を展開していることから、今後の関与のあり方を検討していく必要があります。
- ② 宮川流域ルネッサンス協議会では、宮川流域エコミュージアムのホームページ開設やメールマガジンの配信などを通じて、宮川流域の魅力と情報を内外に発信するとともに、宮川流域エコミュージアム大会の開催や宮川流域案内人による地域紹介行事の開催支援、イラストマップの作成、フォトコンテストの実施などに取り組んでいます。宮川流域に関する問い合わせが増加傾向にあるなど啓発の効果が認められてきています。一方でホームページアクセス件数の伸

び悩みやPR用資料の更新などの課題があります。

- ③ グリーン・ツーリズムについては、農水商工施策として山村振興特別対策事業等により取組が推進されています。エコツーリズムについては、「宮川流域案内人」による地域資源を生かした取組を核として「宮川流域エコミュージアム」の取組を推進しています。また、平成 21 年度から本格的にスタートした「^{うま}美し国おこし・三重」の取組と連携し、「文化力」を生かした自立・持続可能な地域づくりに向けて、これまでの宮川流域ルネッサンス事業の成果を活かした取組を推進していく必要があります。
- ④ 拠点整備については、市町村合併や社会経済情勢の変化等により見直されたものが多いものの、大台町の「茶研修工場」及び「健康ふれあいの郷」、多気町の「のびのびパーク天啓公園」などの整備が進められています。
- ⑤ 基本計画策定に想定されていた「川の駅（仮称）」は、全国的に見ても進展していません。宮川流域では、宮川流域ルネッサンス協議会が中心となって活動拠点の確保を進めるとともに、流域の活動団体や個人と連携した流域のネットワークづくりを進めています。具体例として、NPO法人神社みなとまち再生グループとNPO法人伊勢河崎まちづくり衆の河崎商人館との間の船参宮の再現、和船「みずき」による定期航路営業（日曜のみ）などがあげられます。このように各流域で取り組まれている活動の輪を宮川流域というエリアの中でどのように連携・協働させていくかが課題となっています。第3次実施計画に基づき宮川流域で展開している「～想いをかたちに～宮川プロジェクト」の取組を通じて流域のネットワークが広がりつつあることから、今後これをさらに推進していく必要があります。

【今後の取組方向】

- ① 流域圏づくりについては、地域の意向を尊重し、そのニーズをふまえたうえで庁内関係部局の調整を図り今後の関与のあり方を検討します。
- ② 事業の啓発については、宮川流域ルネッサンス協議会が現在実施している事業見直しの中で効率的効果的な情報発信を検討していきます。
- ③ 集客交流の推進については、今後も宮川流域ルネッサンス協議会を中心に、宮川流域の地域資源を生かした宮川流域エコミュージアムの取組を柱とした集客交流を推進します。
- ④ 拠点整備は、流域市町がそれぞれの計画に基づき行います。
- ⑤ 宮川流域ルネッサンス協議会を中心とした宮川流域のネットワーク化を引き続き推進します。

(14) 流域の自然環境を対象とした科学技術の推進

【現状】

- ① 「宮川水域水生生物生態調査」を実施し、宮川流域で保護すべき生物の実態を把握しました。現在は、水産研究所鈴鹿水産研究室で水生生物をはじめとする河川環境の研究を継続しています。
- ② 基本計画で想定した「宮川学会（仮称）」は未設置です。

【評価】（成果や課題、その要因）

- ① 平成16年度に科学技術振興センター（当時）が、自然環境研究機能検討委員会を設置し、当該センターにて自然生態系保全技術や社会資本整備、産業活動と自然との共生技術の研究を推進すべきとの報告をまとめました。現在は、この報告を参考に研究を継続しています。
- ② 現在の取組の中で、県内学術研究機関等の設置の必要性は認められません。

【今後の取組方向】

- ① 引き続き平成16年度の報告を基に研究を継続していきます。研究にあたっては、水産以外の影響も大きいとため、NPOをはじめ、教育委員会、県土整備部、環境森林部など多様な機関との連携も強化していきます。
- ② 全国規模の学会を設置する必要性は無いものの、宮川を通じた取組を推進する中で、地域におけるその必要性に応じて学術研究機関との連携を支援していくことを検討します。

(15) 地域産業の育成

【現状】

- ① 環境保全型農業の定着・拡大に向け、環境配慮に取り組む農業者（エコファーマー）の認定を進めています。あわせて、環境配慮とともに、安全・安心を確保する生産管理により生産された農産物を認定する三重県独自の認証制度（みえの安心食材表示制度）の積極的な推進を図っています。平成21年3月には、「みえの安全・安心農業生産推進方針」を策定し、環境に配慮した農業をより一層推進しているところです。
- ② 茶生産については、環境負荷の少ない機能性肥料の導入や省力化、低コスト化を推進するとともに、病害虫発生情報活用による適期防除に努めています。
- ③ 流域産品の高付加価値化・特産品化の研究開発に向け、(財)三重県産業支援センターに組成した「地域コミュニティ応援ファンド」や「農商工連携推進ファンド」の助成事業等による地域資源を生かした新商品等の開発や販路拡大を支援しています。
- ④ ハタケシメジの露地栽培による安定生産技術を確立し、大紀町のシイタケほだ場を利用した生産を開始しています。奥伊勢フォレストピアに食材として提

供するとともに、道の駅等で販売し情報発信に取り組んでいます。

- ⑤ 漁場環境の保全に向け、平成 17 年度から平成 20 年度にかけて、伊勢市二見町地先に潜堤を築き、その背後地にアマモ場の造成を行い、0.4ha の藻場を再生しました。また、潜堤上ではマクサ（テングサ）、ヒジキ等の海藻増殖試験を行い、有用海藻の増殖技術開発を行っています。
- ⑥ 豊かな自然を生かしたクリーンエネルギーの啓発・普及に向けては、平成 18 年 4 月の宮川ダム選択取水設備の供用開始にあわせて発電施設の運用を開始しています。間伐材を利用した発電施設の設置実績はありません。

【評価】（成果や課題、その要因）

- ① 宮川流域におけるみえの安心食材表示制度登録件数及びエコファーマー認定戸数は順調に推移しており、平成 22 年 3 月現在でそれぞれ 77 件（登録対象者数 276 人）及び 167 戸（累積認定戸数）となっており、環境保全型農業が普及してきています。しかし、このような環境に配慮した農産物は、消費者の需要に十分に対応できていないことから、引き続き制度の周知を図るとともに、生産・流通体制の強化を進めていく必要があります。今後は、「みえの安全・安心農業生産推進方針」に基づき、生産現場での一層の環境に配慮した取組を進めるとともに、消費者に生産現場の状況をわかりやすく伝える等総合的な推進が必要です。
- ② 茶生産については、肥効調節型の機能性肥料を栽培暦に反映し、環境保全型の茶栽培が進んでいます。乗用型中刈深耕機、茶園堆肥散布機の導入や地域の畜産堆肥の有効利用により省力低コスト茶生産が進んでいます。一方で農業従事者の高齢化や茶価の低迷等による貸地、耕作放棄地が増加しています。
- ③ 地域コミュニティ応援ファンド助成金事業により、「あじさい」を生かした地域の元気づくりプランを支援するほか、高齢者が中心となったヤマブキ等の「山菜加工品」作り、ジビエ加工品（獣肉ミンチ）を利用したご当地バーガーの開発等の特産品開発を支援し、事業化に結びつけています。
- ④ 基本計画において目標としてきたハタケシメジの露地栽培技術は定着しましたが、キノコ市場の価格下落と景気の低迷により安定価格での販売が困難になってきています。また、生産できる期間が限定されるため、他の栽培キノコの併用による継続出荷が必要です。
- ⑤ 宮川河口域の伊勢市二見海域では、潜堤によりアマモ場の衰退の原因となっていた海底の砂の移動を軽減することにより、造成したアマモ場の安定と拡大を図ることができました。平成 11 年と平成 21 年に行った藻場分布調査の結果を比較すると、伊勢市二見地区のアマモ場の面積は、20.7ha から 98.6ha へと回復しつつあります。しかし、伊勢湾の三重県側のアマモ場面積は、昭和 30 年代は 4,500ha、昭和 40 年代には 2,200ha であり、平成 21 年の調査でも全体では 410ha にとどまっています。

- ⑥ 水力発電事業については、民間譲渡後に事業主体が代わった場合の対応を関係者と調整していく必要があります。また、間伐材等未利用森林バイオマスの利用については、地球温暖化防止効果の期待が高まっていますが、その収集運搬コストの低減及び安定供給が課題となっています。

【今後の取組方向】

- ① 「みえの安全・安心農業生産推進方針」について、理解・普及を進める中で宮川流域の地域的特徴等、地域環境に対応した推進策について検討していきます。
- ② 茶生産については、担い手への農地の流動化、省力化による経営安定を図るとともに、地域農地の保全や環境にやさしい農業生産、品質向上、安定生産に向けた技術の導入を進めます。
- ③ 引き続きファンド助成事業等を活用し、宮川流域の事業者や住民等による新事業のスタートアップを支援します。また、新しく生まれた事業の継続・発展を図るため、地域の商工会議所や商工会等とも連携し販路開拓等を支援します。
- ④ 平成22年度から県林業研究所において商品化をめざしたキノコ栽培技術の開発に取り組んでおり、自然栽培が可能な商品性の高いキノコを探索し、ハタケシメジとの併用による通年出荷システムを構築していきます。また、イベントや料理講習会等により、三重のキノコのPRや消費拡大を図ります。
- ⑤ 藻場・干潟は、水質浄化の観点にとどまらず、多くの魚介類幼稚仔の生育場所としても重要な場所です。多くの藻場や干潟が残る宮川河口域は、伊勢湾内における重要な海域と位置付けられることから、今後も藻場・干潟の維持・増大に向けた取組が進めます。
- ⑥ 水力発電事業の事業主体が代わっても、引き続き宮川ダム の維持流量発電が継続されるよう関係者と協議を進めていきます。また、間伐材利用に向けては、製材工場・林地等の残材の発生状況や利用施設の立地条件等地域の実情に応じた効率的な収集・運搬・利用の仕組みづくりに向けた検討を進めます。

計画実現に向けた方策

【概要】

地域における宮川流域ルネッサンス事業の推進基盤として、平成12年6月に流域市町と県、国関係機関が連携し、宮川流域ルネッサンス協議会を設立しました。同協議会では、「宮川流域エコミュージアム」や「想いをかたちにプロジェクト(宮川プロジェクト)」などの取組を通して、住民・企業・行政が連携・協働する事業を地域で展開しています。

(16) 流域圏の推進体制の確立

【現状】

- ① 流域保全のための財源を確保し基金を設置することは、社会経済情勢が厳しく、行政主導で実現していくことは困難です。宮川流域ルネッサンス協議会では、平成 18 年度から「かわせみ募金」を設置し、地域住民をはじめとした流域関係者に寄付を募り、流域の環境保全に向けた取組に活用しています。
- ② 流域の自立的運営のための組織整備に向け、当時の宮川流域 14 市町村で構成していた「宮川と共に生きる会」を発展的に解散し、県及び国関係機関も参画して「宮川流域ルネッサンス協議会」（会長：伊勢市長）を平成 12 年 6 月に設立しました。
- ③ 行政サイドの推進組織と NPO 等ネットワーク組織の協働体は結成するまでに至っていません。
- ④ 宮川流域に関するデータベースの構築は、費用対効果が望めず、その運営・管理に向けた体制の確保も困難なことから実施に至っていません。

【評価】（成果や課題、その要因）

- ① 「かわせみ募金」で寄せられた募金は、流域の清掃活動や啓発用看板の設置などに活用しています。地域の活動を地域が支える仕組みとして評価されていますが、その規模は小さなものにとどまっています。一方で、宮川流域ルネッサンス協議会を中心とした地域の取組が、大手ビールメーカーが実施する社会貢献活動の対象団体に選定され、平成 21 年度から 3 年間で期間に寄付金交付が決定されるなど、これまでの実績が社会的にも評価され、賛同につながる取組であることも確認されました。今後は流域内外の企業も交えた賛同の輪の拡大に向け、その仕組みづくりを検討していく必要があります。
- ② 宮川流域ルネッサンス協議会が中心となった宮川流域ルネッサンス事業の普及・啓発や「新しい時代の公」と「文化力」の考え方に基づく地域活動の活性化に向けた支援により、宮川流域の地域資源を活用した取組が推進されています。宮川流域ルネッサンス協議会では、段階的に流域の多様な主体との協働を担う組織として地域主導の体制が整備されつつあります。また、宮川流域ルネッサンス協議会をともに構成する流域市町からは、平成 23 年度以降も県の関与を引き続き求める意見も提案されています。
- ③ 宮川流域ルネッサンス協議会では、行政サイドの推進組織をベースに平成 18 年 4 月からは住民代表も協議会委員に加わり協働体制の強化が図られています。
- ④ 宮川流域に関する情報を一元的に管理することは困難な状況です。

【今後の取組方向】

- ① 宮川流域ルネッサンス協議会を中心に、地域の活動を地域が支える仕組みづくりに向けた議論を進めていきます。

- ② 宮川流域ルネッサンス協議会が行う事業や組織体制のあり方検討に、県も構成員の一員として参画するとともに、県議会の意見や「県民しあわせプラン次期戦略計画」の方向性と調整し、その関与の方向性を定めていきます。
- ③ 今後は、宮川流域ルネッサンス協議会の体制を強化し、住民・企業・行政が連携・協働する組織体制の構築をめざしていきます。
- ④ 宮川流域ルネッサンス協議会が運営するホームページ等を通じて宮川流域に関する情報を広く提供していくことで情報の共有化を図ります。

IV 基本計画期間終了後の取組方針について

1. 各計画構成事業の今後の取組方向について

基本計画を構成する 138 事業のうち、今後も取組を継続する方向性を示しているのは、88 事業となっています。うち県事業は、51 事業となっています。

今後の取組方向では、県は基本理念Ⅰ、Ⅱを中心に流域の河川改修や森林保全、生活排水対策等の社会基盤整備といった広域的な行政施策を中心に引き続き清流宮川の保全・再生に取り組むとともに、宮川流域ルネッサンス協議会を中心に地域主体で展開される基本理念Ⅲ、Ⅳを中心とした地域資源を生かした取組と連携・協働していく必要があるものと考えられます。

(参考5) 計画構成事業の今後の取組方向

| 基本理念 | 事業数 | 継続分 | |
|--------------------------------|-----|-----|-----|
| | | 県 | 協議会 |
| Ⅰ 清流や森林、溪谷、干潟など 豊かな自然の保全・再生 | 34 | 21 | 1 |
| Ⅱ 豊かで清らかな川の流を甦らせる 健全な水循環の構築 | 32 | 23 | 1 |
| Ⅲ 川とともに育まれてきた 歴史・文化の継承・発展 | 33 | 27 | 15 |
| Ⅳ 自然環境と調和した 魅力ある流域づくり | 32 | 12 | 5 |
| 計画実現のための方策 | 7 | 5 | 4 |
| 計 | 138 | 88 | 26 |

※1 県・協議会の数値は、重複分を含む。

- 2 詳細は、別紙「宮川流域ルネッサンス事業を構成する各事業の基本計画期間終了後の取組方向一覧」(29頁～)を参照。

2. 宮川流域を取りまく課題について

宮川流域ルネッサンス事業では、宮川流域を取りまく「水問題」、「環境問題」、「地域振興問題」などの課題に、県関係部局をはじめ、流域市町や国関係機関と連携して対応を推進してきました。

(1) 水問題に対する評価

宮川ダム選択取水整備の設置をはじめ、自然環境に配慮した河川改修が推進されました。住民による環境保全に向けた取組も拡大し、宮川が、国土交通省による河川水質全国調査で高い評価を受けるなど、日本有数の清流として認知されてきています。流量回復に向けては、当面の流量回復目標を宮川ダム直下で達成し、粟生頭首工直下でも達成に向けた関係者との協議が進められています。

(2) 環境問題に対する評価

奥伊勢地域の自然公園の整備や森林・農地の公益的機能を発揮させるための事業が実施され、生活排水処理施設などの基盤整備が推進されています。また、環境美化活動の推進など地域の主体的な取組も展開されました。しかし、森林経営を巡る厳しい状況等から、保安林指定や造林未済地の縮小は計画どおりに進まず、野生動物による被害も増加傾向にあります。

(3) 地域振興問題に対する評価

地域資源である自然環境を生かした取組を推進し、地場産業の推進や雇用の場の確保につなげるとともに、地域産業の振興に向けては、流域産品の特産品化や集客交流の促進など様々な取組が進められています。また、宮川流域ルネッサンス協議会では、宮川流域案内人の活動支援など多様な主体が参画する地域づくりに取り組んでいます。しかし、宮川上流域を中心に過疎・高齢化が進み、地域の経済は依然として厳しい状況にあります。

3. 基本計画期間終了後（平成 23 年度以降）の取組方針（案）について

宮川流域ルネッサンス事業は、流域圏づくりのモデル事業としての推進により取組が地域に定着しました。そのため、今後の流域圏づくりについては、流域市町が主導して取り組む必要があります。一方、宮川流域においては、「水」、「環境」、「地域振興」問題など県として対応すべきものが依然として多く存在しており、県も広域的自治体として市町の地域づくりを支援していく必要があります。

以上のことから、平成 23 年度以降の宮川流域の取組は、「地域課題への対応」を基本として取組方針を策定していきます。

なお、取組方針（案）の内容については、宮川流域ルネッサンス協議会を通じて流域市町の理解を得られるよう協議を行います。

(1) 地域主体の取組への移行について

宮川流域ルネッサンス事業のこれまでの取組を通じて、宮川流域ルネッサンス協議会による多様な主体が参画する取組の基盤が整備されました。

同協議会では、流域市町の首長等が出席する総会での合意に基づき、平成 23 年度以降の取組に向け、宮川流域ルネッサンスの基本理念を継承した事業計画の策定や地域主導の組織体制等について検討されていることから、宮川流域ルネッサンス事業の取組の主体については地域に移行していきます。

(2) 県としての関与について

① 宮川流域に残る地域課題への対応

これまでの宮川流域ルネッサンス事業の取組を通して、基盤整備や課題に対応する計画等の策定は推進されたものの、環境保全や地域振興問題といった流域を取りまく課題が依然として多く存在します。特に奥伊勢地域は、地理的な条件等から地域経済は依然として停滞しており、地域からも当該地域の資源を生かした振興策の推進が強く求められています。

以上のことから、県庁内に「宮川流域ルネッサンス事業推進調整会議」を引き続き設置し、関係各部署が連携して宮川流域の課題に対応する体制を整備します。

② 宮川流域ルネッサンス協議会への参画

下記の点をふまえ、地域主体の取組を推進する多様な主体の一員として宮川流域ルネッサンス協議会に参画します。

・広域的な取組への支援

宮川流域ルネッサンス事業のこれまでの取組を通じて、宮川が日本一の清流に返り咲き、全国に誇れる輝きを取り戻しつつあります。この取組は、宮川を軸に行う流域市町と県、国関係機関の連携・協働を核に、多様な主体が参画して推進していることから、広域的エリアをカバーできる県として、その取組を支援していきます。

・「美し国おこし・三重」との連携

本県は、自立・持続可能な地域づくりをめざす「^{うま}美し国おこし・三重」の取組を地域の多様な主体の一員として全庁をあげて推進しています。この取組と宮川流域ルネッサンス協議会の取組がタイアップすることにより、地域の先導的取組として発展していくことが期待されるため、それぞれの取組の連携を推進していきます。

宮川流域ルネッサンス事業を構成する各事業の基本計画期間終了後の取組方向一覧

I 「豊かな自然の保全・再生」のために

| 整理No. | 基本理念 | ビジョン | 基本計画 | 実施計画 | 担当 | 事業名 | 担当室等 | 重点施策 シンボル・プロジェクト | 数値目標 | 今後の取組方向 | 根拠 | 対応方針 |
|-------|------|------|------|------|-----|------------------------------|---------------|---------------------|-----------------|--|--|-------------|
| 1 | I | 1 | 1 | ① | 県 | 多自然川づくりによる河川改修の実施 | 県土整備部 | | 多自然護岸延長 〇 | 河川整備計画を策定し、沿川土地利用状況も含めその地域にあった、自然環境に配慮した川づくりを進めていきます。 | 河川整備計画(策定中) | 県事業 |
| 2 | I | 1 | 1 | ② | 県 | 自然環境に配慮した農業基盤施設の整備 | 農水商工部 | | | 今後は、地域住民や市町と連携して農業用施設を適切に維持管理するとともに、子供たちなどの学習の場や地域住民の憩いの場として、施設の活用を促進していきます。 | 農業農村整備事業要綱、要領 | 完了・終了 |
| 3 | I | 1 | 2 | ① | 県 | 川と海を生息域とするアユの生態解明 | 政策部 | | | 行政担当部署による対応を基本にしつつも、宮川流域で連携した取組の一環としての対応や支援が必要な場合は、地域機関を中心とした行政機関間の連携体制による対応を検討していきます。 | | 県事業 |
| 3 | I | 1 | 2 | ① | 県 | 川と海を生息域とするアユの生態解明 | 農水商工部 | | | 現在実施しているアユに関する研究事業を的確に進めていきます。 また、伊勢・三河湾に注ぐ河川への遡上型予測については、関係県との連携が必須であるため、研究実施の有無も含め情報の交換に努めます。 | | 県事業 |
| 4 | I | 1 | 2 | ② | 協議会 | 「川のいのち」を増やす運動 | 宮川流域ルネッサンス協議会 | | | 住民主導の取り組みとして「守ろう清流！宮川流域いっせいチェックワークショップ」の活動を支援し、自主・自立した活動として流域での定着を進めていきます。 | | 協議会事業 |
| 5 | I | 1 | 2 | ③ | 国 | 水辺の国勢調査と水生生物調査 | 三重河川国道事務所 | | | 今後も継続して実施していきます。 | | 国事業 |
| 6 | I | 1 | 4 | ① | 県 | 藻場の造成；干潟・藻場の造成 | 農水商工部 | | | 宮川河口域は伊勢湾内において良好な海域環境を維持する上で重要な海域と位置付けられます。 今後も藻場・干潟の維持・増大に向けた取組が必要です。 | 県民しあわせプラン第2次戦略計画みえの舞台づくり閉鎖性海域の再生プログラム(H19～H22) 三重県広域漁業圏域総合水産基盤整備事業計画(H19～H23) | 県事業 |
| 7 | I | 1 | 4 | ② | 県 | 浮き構造物を利用した河口域の緑化整備 | 農水商工部 | | | 宮川下流部に浮き構造物を設置すると、大雨等の災害が起きた場合、流木・ゴミ等が浮き構造物にかかり、下流部をせき止めることにより、さらに被害を拡大する恐れがあることから、今後、本構想の検討は行わないこととします。 | | 完了・終了 |
| 8 | I | 2 | 1 | ① | 県 | 特別地域の指定による貴重な自然の保全 | 環境森林部 | | | 自然林、貴重な植生等を有する区域を第1種又は第2種特別区域として、風致の維持を図り、第1種を取りまく景観上、重要な地域を第2種又は第3種特別区域として、風致の維持を図ります。 | 奥伊勢宮川峡県立自然公園計画 | 県事業 |
| 9 | I | 2 | 1 | ② | 県 | 利用施設の整備による活用秩序の形成 | 環境森林部 | | | 施設の利用には、一定の秩序を保つように、広報に努めます。 | 奥伊勢宮川峡県立自然公園計画 | 県事業 |
| 10 | I | 2 | 3 | ① | 県 | 緑のネットワーク21策定事業 | 環境森林部 | | | 三重県自然環境保全条例に基づく「里地里山保全活動団体」の活動認定を進めます。 | 三重県自然環境保全条例 | 完了・終了 |
| 11 | I | 2 | 3 | ② | 県 | 緑のネットワーク管理システム整備事業 | 環境森林部 | | | ここ、数年、データ提供の要請がないことから、森林GISの再整備にともなって、データ登録を取りやめました。 | | 完了・終了 |
| 12 | I | 2 | 3 | ③ | 国 | 河畔林・湖畔林などの保全・整備の検討 | 三重河川国道事務所 | | | 宮川の河川整備計画の策定を進める中で、河川環境の保全・再生・創出について検討を行っていきます。 | | 国事業 |
| 13 | I | 2 | 4 | ① | 県 | みえの里山づくり推進事業 | 環境森林部 | | | 三重県自然環境保全条例に基づき、里地里山団体の活動認定並びに支援を継続していきます。 | 三重県自然環境保全条例 | 県事業 |
| 14 | I | 3 | 1 | ① | 県 | 持続可能な森林管理の総合計画の策定 | 環境森林部 | 重点(森林) | | 生産林と環境林のゾーニング毎に適した整備を推進するとともに、管理の遅れている森林の重点的な整備、森林の集約化や流通改革による間伐材等の木材の利用推進を図ります。 | 宮川流域総合森林整備計画 三重の森林づくり条例 三重の森林づくり基本計画 南伊勢地域森林計画 | 県事業 |
| 15 | I | 3 | 1 | ② | 国 | 保安林指定の拡大 | 三重森林管理署 | 重点(森林) | | 生物多様性に配慮した工種工法を採用した治山施設の施工や、林地の保全、山地災害防止機能、水源かん養機能を発揮した健全性の維持増進を図るための施策に配慮していく。 | | 県事業 |
| 15 | I | 3 | 1 | ② | 県 | 保安林指定の拡大 | 環境森林部 | 重点(森林) | 保安林指定面積 未 | 「南伊勢地域森林計画」に基づく保安林指定に向けて、森林所有者に保安林指定の意義等の理解を得るよう努めていきます。 | 南伊勢地域森林計画 | |
| 16 | I | 3 | 1 | ③ | 県 | 荒廃森林の縮減 | 環境森林部 | 重点(森林) | 荒廃森林(造林未済地)面積 未 | 森林環境創造事業などの補助事業を活用するとともに、路網整備や間伐材の利用促進等を通じて、森林の整備を促進していきます。 | 宮川流域総合森林整備計画 三重の森林づくり条例 三重の森林づくり基本計画 南伊勢地域森林計画 | 県事業 |
| 17 | I | 3 | 1 | ④ | 県 | 宮川流域水源地緊急森林整備事業 | 環境森林部 | 重点(森林) | | 森林が公益的機能を維持・発揮するよう、森林環境創造事業などの補助事業の活用等により森林整備を進めていきます。 | 宮川流域総合森林整備計画 三重の森林づくり条例 三重の森林づくり基本計画 南伊勢地域森林計画 市町環境林整備計画書 | 完了・終了 |
| 18 | I | 3 | 1 | ⑤ | 県 | 森林環境創造事業 | 環境森林部 | 重点(森林) | | 新設した市町タイプの支援などを活用した計画の前倒しを各市町に働きかけていくとともに、取り組みやすい制度となるよう見直しを行っていきます。 | 宮川流域総合森林整備計画 三重の森林づくり条例 三重の森林づくり基本計画 南伊勢地域森林計画 市町環境林整備計画書 | 県事業 市町事業 |
| 19 | I | 3 | 2 | ① | 県 | 野生動物保護管理計画の策定とニホンジカの生息実態調査 | 環境森林部 | | 新植造林地食害防止率 未 | ニホンジカについては、有害鳥獣捕獲促進事業(メスジカの有害捕獲にかかる市町への補助 上限1万円/頭)を継続して実施することを検討しています。 | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、特定鳥獣保護管理計画 | 県事業 |
| 20 | I | 3 | 2 | ② | 県 | 大台ヶ原植生保全対策協議会でのトウヒ林食害防止対策 | 環境森林部 | | | 同上 | | 県事業 |
| 21 | I | 3 | 3 | ① | 協議会 | 流域市町間の森林整備協定の締結推進 | 宮川流域ルネッサンス協議会 | | | 引き続き宮川流域全体として、水源涵養機能の必要性について共通認識を深めるとともに、植樹等について積極的に支援していきます。 | | 完了・終了 |
| 22 | I | 3 | 3 | ② | 県 | 森林整備に対する国民負担のあり方の検討・要望 | 環境森林部 | | | 林業活動による適正な森林管理がますます困難となってきていることから、企業、NPO、ボランティアなど多様な主体の参画をはじめとして、社会全体で森林づくりを支える仕組みづくりに取り組めます。 | | 県事業 |
| 23 | I | 3 | 4 | ① | 協議会 | 公有林化の推進とそれに対する支援 | 宮川流域ルネッサンス協議会 | | | 森林環境創造事業については、県と市町との連携事業に委ねることとし、水源涵養林の適正な管理に向けたルールづくりや支援方策については、流域住民・行政・関係機関等と、必要に応じて検討することとします。 | | 完了・終了 |
| 24 | I | 3 | 4 | ② | 県 | 公益的機能の維持・増進に役立つ森林・農地の適正管理の促進 | 政策部 | | | 森林間伐については、環境森林部で一元的に実施し、中山間地域については、農水商工部による地域産業支援施策で対応します。 | | 完了・終了 |

| 整理No. | 基本理念 | ビジョン | 基本計画 | 実施計画 | 担当 | 事業名 | 担当室等 | 重点施策 シンボル・プロジェクト | 数値目標 | 今後の取組方向 | 根拠 | 対応方針 |
|-------|------|------|------|------|----|--------------------------|-----------|---------------------|------|--|--|--------------------|
| 25 | I | 3 | 4 | ③ | 県 | 中山間地域の担い手支援 | 政策部 | | | 三重県型デカップリング終了後は、県農水商工部による中山間地域を対象とした地域産業支援施策で対応しています。 | | 完了・終了 |
| 26 | I | 3 | 4 | ④ | 県 | ふるさと・水と土保全対策事業 | 農水商工部 | | | ふるさと水と土農村環境創造事業で活動している地域の事業継続と新たな地域での事業を推進し、活動地域の範囲拡大と地域相互間の交流・連携をめざします。 | 三重県中山間ふるさと・水と土保全基金条例 三重県農村地域資源保全向上委員会条例 | 県事業 |
| 26 | I | 3 | 4 | ④ | 市町 | ふるさと・水と土保全対策事業 | 多気町 | | | 今後も地元、立梅用土地改良区等が中心となり、協働により景観保全や農村の機能維持、交流、教育の場として活用していきます。 | | |
| 27 | I | 4 | 1 | ① | 国 | ダム湖・河川・海岸等に漂着する流木・生活ゴミ対策 | 三重河川国道事務所 | | | 今後も継続して事業を実施していきます。 | | |
| 27 | I | 4 | 1 | ① | 県 | ダム湖・河川・海岸等に漂着する流木・生活ゴミ対策 | 伊勢県民センター | | | 年1回程度、情報共有の場として「伊勢志摩地域流木・漂着ごみ等対策検討会議」を開催し、情報共有を図っていきます。 | | |
| 27 | I | 4 | 1 | ① | 県 | ダム湖・河川・海岸等に漂着する流木・生活ゴミ対策 | 企業庁 | | | 事業主体が変わっても、引き続き奥伊勢環境保全対策協議会の取組が継続できるよう、関係者との協議を進めていきます。 | | 国事業 県事業 市町事業 |
| 27 | I | 4 | 1 | ① | 県 | ダム湖・河川・海岸等に漂着する流木・生活ゴミ対策 | 県土整備部 | | | 今後も引き続き流木等の流出状況を監視するとともに、必要に応じて撤去工事を行っていきます。 | | |
| 27 | I | 4 | 1 | ① | 市町 | ダム湖・河川・海岸等に漂着する流木・生活ゴミ対策 | 大台町 | | | 専従作業員による清掃、沿道景観事業の植栽・管理を継続します。河川周辺の倒木や流木の撤去を行い、景観の維持を図ります。 | | |
| 28 | I | 4 | 1 | ② | 県 | 宮川周辺道路橋景観整備 | 県土整備部 | | | 今後も引き続き、適切な維持管理を行っていきます。 | | 完了・終了 |
| 29 | I | 4 | 1 | ③ | 県 | 看板、広告など屋外広告物対策 | 県土整備部 | | | 違反広告等については相手が不存在、または是正に尽るまでに非常に時間がかかる等困難が伴いますが、粘り強く指導を行っていきます。また、違反広告物のうち相手が不明のものについては、略式代執行の手法の活用を検討していきます。 | 屋外広告物法、三重県屋外広告物条例 | 県事業 |
| 30 | I | 4 | 2 | ① | 県 | 土砂管理計画の策定(宮川流域保全利用調査) | 県土整備部 | | | 当面休止します。 | | 完了・終了(休止) |
| 31 | I | 4 | 2 | ② | 県 | ダム堆積土砂の下流への人工的供給の検討 | 県土整備部 | | | 宮川ダム湖における土砂堆積状況について継続的に監視するとともに、河川の状況や土砂の人工的供給の技術的課題や、その有効性および弊害など、整理しなければならない項目があることから、実施の有無も含め、今後検討していきます。 | | 完了・終了(休止) |
| 32 | I | 4 | 2 | ③ | 県 | 流域内の土砂採取のあり方の検討(河川区域外) | 県土整備部 | | | 引き続き、採石法、砂利採取法、土採取規制条例等の適切な運用に努めていきます。 | 三重県土採取規制条例 | |
| 32 | I | 4 | 2 | ③ | 県 | 流域内の土砂採取のあり方の検討(河川区域外) | 農水商工部 | | | 今後も引き続き、土砂採取の適切な規制のあり方について検討を進めるとともに、砂利を採取した跡地を適切な土砂で埋め戻し、農地に復元することにより対応していきます。 | | 県事業 |
| 33 | I | 4 | 3 | ① | 県 | 失われた砂浜の復元と活用 | 県土整備部 | | | 平成23年度以降も引き続き、堤防、突堤および養浜工を組み合わせた面的な整備を行っていく予定です。また、当該海岸が国立公園の観光地に位置することや「いきいき・海の子・浜づくり」事業の実施区域に選定され、世代間の交流の場、自然社会教育の場、マリンスポーツの場として海岸の利用が期待されていることから、整備にあたっては、景観・浜辺の自然やレクリエーションを安全に楽しめるように配慮していきます。 | 「いきいき・海の子・浜づくり」事業 (平成13年度認定) | 県事業 |
| 34 | I | 4 | 3 | ② | 県 | 海岸防災保安林の公有林化 | 環境森林部 | 海岸防災保安林公有 林化面積 ○ | | 市町が取得した海岸防災保安林が、防災機能を高度に発揮できるような森林整備等に対して支援していきます。 | | 終了・完了 |

II 「健全な水循環の構築」のために

| 整理No. | 基本理念 | ビジョン | 基本計画 | 実施計画 | 担当 | 事業名 | 担当室等 | 重点施策 シンボル・プロジェクト | 数値目標 | 今後の取組方向 | 根拠 | 対応方針 |
|-------|------|------|------|------|-----|---------------------------|---------------|---------------------|---------------|---|--|-------------|
| 35 | II | 5 | 1 | ① | 県 | 選択取水設備等の早期設置検討 | 県土整備部 | 重点(流量回復) | | 引き続き、選択取水設備の適切な運用に努めます。 | | 完了・終了 |
| 36 | II | 5 | 1 | ② | 県 | 宮川ダム水質監視事業(宮川堰堤維持事業) | 県土整備部 | | | 引き続き、水質監視を継続していきます。 | | 県事業 |
| 37 | II | 5 | 2 | ① | 県 | 宮川流域下水道事業の実施など下水道整備の推進 | 県土整備部 | 重点(生活排水) | | 宮川流域下水道は、今後も引き続き計画的、効率的に事業を推進し、下水道普及を図ります。 | 三重県生活排水処理整備計画 (生活排水処理アクションプログラム) | 県事業 市町事業 |
| 37 | II | 5 | 2 | ① | 県 | 宮川流域下水道事業の実施など下水道整備の推進 | 環境森林部 | 重点(生活排水) | 生活排水処理施設整備率 未 | 玉城町が宮川流域下水道に接続するには、宮川幹線の整備が必要であり、H24年度末の接続を目標に整備を進めます。 | 三重県生活排水処理施設整備計画 (生活排水処理アクションプログラム) | 県事業 市町事業 |
| 38 | II | 5 | 2 | ② | 県 | 農業集落排水事業の推進 | 農水商工部 | 重点(生活排水) | 農業集落排水事業整備率 〇 | 現在事業実施している1処理区(明和町1)について、町と連携して事業を推進します。 | 三重県生活排水処理整備計画 (生活排水処理アクションプログラム) | 県事業 市町事業 |
| 39 | II | 5 | 2 | ③ | 県 | 合併処理浄化槽の整備 | 環境森林部 | 重点(生活排水) | | 今後も生活排水処理を推進するため、単独浄化槽、くみ取りからの転換促進を図ります。 | 三重県生活排水処理施設整備計画 (生活排水処理アクションプログラム) | 県事業 市町事業 |
| 40 | II | 5 | 3 | ① | 県 | 高度処理型合併処理浄化槽の導入促進 | 環境森林部 | 重点(生活排水) | | 引き続き、窒素、リンを除去できる高度処理型浄化槽の導入促進を図ります。 | 三重県生活排水処理施設整備計画 (生活排水処理アクションプログラム) | 県事業 市町事業 |
| 41 | II | 5 | 3 | ② | 県 | 宮川方式水路浄化方式の導入 | 政策部 | 重点(生活排水) シンボル連携 | | 浄化施設としての導入は、課題も多く、既存の補助制度を利用した施策で対応します。 | | 完了・終了 |
| 42 | II | 5 | 3 | ④ | 県 | 油吸着マットやストレーナーを利用した台所排水対策 | 環境森林部 | | | ストレーナー等の配布による啓発事業は終了しました。 | | 完了・終了 |
| 42 | II | 5 | 3 | ④ | 市町 | 油吸着マットやストレーナーを利用した台所排水対策 | 伊勢市 | 重点(生活排水) | | ストレーナーの配布は終了しており、三角コーナーも現在の在庫がなくなり次第事業を終了します。 | | 完了・終了 |
| 43 | II | 5 | 4 | ① | 県 | 三重県廃棄物総合対策に基づく計画的な廃棄物対策 | 環境森林部 | | | 宮川流域における、ごみ・し尿処理においては、他地域と同様に施設の新設や更新が行われました。また、平成19年2月1日以降の海洋投棄禁止に伴い宮川流域についても、全量が陸上処理に切り替りました。 | | 県事業 |
| 44 | II | 5 | 5 | ① | 県 | 主要支流への環境基準の類型あてはめ | 環境森林部 | シンボル連携 | | 今後も引き続き水質の常時監視を行います。 | 環境基本法 | 県事業 |
| 45 | II | 5 | 5 | ② | 県 | 主要支流の水質の継続測定と保全対策の実施 | 環境森林部 | シンボル連携 | | 引き続き水質の常時監視を実施するとともに、水質の保全対策を進めます。 | 環境基本法、水質汚濁防止法、生活環境の保全に関する条例 | 県事業 |
| 46 | II | 5 | 6 | ① | 国 | 安全で安心できる水利用のための水質監視 | 三重河川国道事務所 | シンボル連携 | | 今後も継続して実施していきます。 | | 国事業 |
| 47 | II | 5 | 6 | ② | 国 | 勢田川の水質改善のための浄化事業 | 三重河川国道事務所 | シンボル連携 | | 導水について、今後も継続して実施していきます。 | | 国事業 |
| 48 | II | 6 | 1 | ① | 県 | 流域の水循環のパンフレット作成 | 政策部 | 重点(流量回復) | | 流域への情報提供に努め、流域で連携・協働した取組を継続します。 | | 完了・終了 |
| 49 | II | 6 | 1 | ② | 協議会 | 住民生活、農業利水等における節水の取り組み | 宮川流域ルネッサンス協議会 | 重点(流量回復) | | 「水の大切さ」についての啓発を今後も進めていきます。 | | 協議会事業 |
| 50 | II | 6 | 1 | ④ | 国 | 水量の確認のため継続的な水位・流量の測定 | 三重河川国道事務所 | 重点(流量回復) | | 今後も継続して実施していきます。 | | 国事業 |
| 51 | II | 6 | 1 | ⑤ | 国 | 水情報の伝達・交換 | 三重河川国道事務所 | 重点(流量回復) | | 今後も継続して実施していきます。 | | 国事業 |
| 52 | II | 6 | 2 | ① | 国 | 利水量の検討や宮川に望ましい河川流量の検討 | 三重河川国道事務所 | 重点(流量回復) | | 平成23年度の整備計画策定に向けて作業を継続いたします。 | | 国事業 |
| 52 | II | 6 | 2 | ① | 県 | 利水量の検討や宮川に望ましい河川流量の検討 | 県土整備部 | 重点(流量回復) | | 国により「宮川水系河川整備基本方針」が平成19年11月22日に策定されたことから、県管理区間の河川整備計画策定に向けて作業を実施していきます。 | | 完了・終了 |
| 53 | II | 6 | 2 | ② | 県 | 流量回復方策影響調査の実施 | 政策部 | 重点(流量回復) | | 今後、調査は特に行いません。 | | 完了・終了 |
| 54 | II | 6 | 2 | ③ | 県 | 流量回復アクションプログラムの策定 | 政策部 | 重点(流量回復) | | 粟生頭首工直下3.0m ³ /sの目標に向けて関係者の理解を得ながら、流量回復補給実施に向け、調整を行っています。 | | 完了・終了 |
| 55 | II | 6 | 2 | ④ | 県 | 流量回復対策の実施 | 企業庁 | 重点(流量回復) | | 事業主体が変わっても、宮川ダム直下0.5m ³ /sの放流を引き続き同様に実施します。また粟生頭首工直下については、「粟生頭首工で3.0m ³ /sを下回る場合に宮川ダムから年間1,000万m ³ を限度として放流することを譲渡にあたっての対応方針として譲渡交渉先と確認しており、運用法等について関係者との協議を進めていきます。 | 「宮川流域ルネッサンス事業推進会議」で決定された流量回復目標 水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題解決のためのプロジェクト会議(略称「宮川プロジェクト会議」) | 県事業 |
| 55 | II | 6 | 2 | ④ | 県 | 流量回復対策の実施 | 県土整備部 | 重点(流量回復) | | 関係者の協力を得て、宮川ダムから0.5m ³ /sの放流を継続していきます。 | | |
| 55 | II | 6 | 2 | ④ | 県 | 流量回復対策の実施 | 政策部 | 重点(流量回復) | | 「流量回復運用ルール作業策定部会」において運用ルール(案)を策定し、水力発電事業譲渡予定先である中部電力(株)と協議中です。両方で運用ルール(案)の合意後、関係市町、関係団体との調整を行い、最終的に河川管理者の同意を得て行く予定です。 | | |
| 56 | II | 6 | 3 | ① | 県 | 森林や農地の持つ保水力の強化 | 環境森林部 | 重点(流量回復) | | 森林が「緑のダム」として公益的機能を持続的に発揮するよう、間伐等の森林整備を推進していきます。 | 森林法、宮川流域総合森林整備計画 三重の森林づくり条例、三重の森林づくり基本計画 南伊勢地域森林計画、市町環境林整備計画書 | 県事業 |
| 56 | II | 6 | 3 | ① | 県 | 森林や農地の持つ保水力の強化 | 農水商工部 | 重点(流量回復) | | 宮川用水の関連地区の整備を着実に進めるとともに、農地・水・環境保全向上活動の取組組織、面積の拡大と、活動の質の向上を図ります。 | 土地改良法、農業農村整備事業要綱、要領 | |
| 57 | II | 6 | 4 | ① | 国 | 国営宮川用水第二期農業水利事業の推進 | 東海農政局 | 重点(流量回復) | | 農業用水の確保と併せ効率的な水利用を実施するため、早期の事業完了をめざします。 | | 国事業 |
| 58 | II | 6 | 4 | ② | 県 | 国営関連県営かんがい排水事業等 | 農水商工部 | 重点(流量回復) | | 水資源の有効利用と水環境の整備に必要な県営事業については、引き続きコスト削減を図りつつ、事業効果の早期発現をめざします。また、国営事業の進捗と整合を図りながら、農業用水の効率的な水利用により農業用水の節減を図ります。 | 土地改良法、農業農村整備事業要綱、要領 | 県事業 |
| 59 | II | 6 | 4 | ③ | 県 | ため池を含むかんがい排水施設の整備 | 農水商工部 | 重点(流量回復) | | 漏水防止を目的とした水路の改修については、国営宮川用水第二期農業水利事業、県営かんがい排水事業により水路の整備を進め、水資源の効率的な利用を進めます。 | 土地改良法、農業農村整備事業要綱、要領 | 県事業 市町事業 |
| 59 | II | 6 | 4 | ③ | 市町 | ため池を含むかんがい排水施設の整備 | 大紀町 | 重点(流量回復) | | 今後とも計画的に老朽化の進んでいるところから整備を進めていきます。 | | |
| 60 | II | 7 | 1 | ① | 国 | 治水安全度向上のための対策 | 三重河川国道事務所 | | | 床上浸水対策特別緊急事業終了後は中流部未改修区間である宮川地区での改修事業に向けて検討を始めていきます。 | | |
| 60 | II | 7 | 1 | ① | 県 | 治水安全度向上のための対策 | 県土整備部 | | 県管理区間河川整備率 〇 | 近年頻発する出水等も考慮した河川整備計画を策定するとともに、引き続き河川改修により流域の治水安全度向上を図り、地域の発展に資するよう事業を進めていきます。 | 河川整備計画(策定中) | 国事業 県事業 |
| 60 | II | 7 | 1 | ① | 県 | 治水安全度向上のための対策 | 企業庁 | | | 発電貯水量の一部を洪水が発生する前に放流することにより、洪水を貯めるポケットを大きくする宮川ダムの事前放流については、事業主体が変わっても引き続き協力していきます。 | | |
| 61 | II | 7 | 1 | ② | 国 | 勢田川における護岸整備の推進 | 三重河川国道事務所 | | | 今後の河床状況を見極めつつ、適切な対応を心がけていきます。 | | |
| 62 | II | 7 | 2 | ① | 県 | 宮川流域保全利用調査事業 | 県土整備部 | | | 引き続き、適切なダム操作に努めます。 | | 完了・終了 |
| 63 | II | 7 | 3 | ① | 県 | 情報基盤緊急整備事業 | 県土整備部 | | | 増水時における水害を防止するため、河川管理者として河川及び河川管理施設の状況に関する情報を的確に把握していきます。 | | 完了・終了 |
| 64 | II | 7 | 4 | ① | 県 | 自然環境に配慮した土砂災害対策の推進 | 県土整備部 | 土石流対策安全度 未 | | 今後も、「宮川水系宮川ブロック渓流環境整備計画」に基づき、自然環境に配慮した土砂災害対策を推進して行きます。 | | 県事業 |
| 65 | II | 7 | 4 | ② | 県 | 森林の環境保全機能を維持する総合的な治山対策の実施 | 環境森林部 | 治山整備率(松阪・宮川流域) 未 | | 予算の効率的な執行に努めるとともに、緊急度の高い箇所から治山対策事業を実施していきます。 | 森林法 | 県事業 |
| 66 | II | 7 | 5 | ① | 県 | 伊勢湾沿岸整備マスタープランに基づく海岸の整備 | 県土整備部 | | | 平成23年度以降も引き続き、堤防、突堤および養浜工を組み合わせた面的整備を行って行く予定です。また、当該海岸が国立公園の観光地に位置することや「いきいき・海の子・浜づくり」事業の実施区域に選定され、世代間の交流の場、自然社会教育の場、マリンスポーツの場として海岸の利用が期待されていることから、整備にあたっては、景観・浜辺の自然やレクリエーションを安全に楽しめるように配慮していきます。 | 「いきいき・海の子・浜づくり」事業 (平成13年度認定) | 県事業 |

Ⅲ 「歴史・文化の継承・発展」のために

| 整理No. | 基本理念 | ビジョン | 基本計画 | 実施計画 | 担当 | 事業名 | 担当室等 | 重点施策 シンボル・プロジェクト | 数値目標 | 今後の取組方向 | 根拠 | 対応方針 |
|-------|------|------|------|------|-----|------------------------------------|------------------|----------------------|---------------|---|---|----------------------|
| 67 | Ⅲ | 8 | 1 | ① | 県 | 周辺施設と一体となった高水敷や階段護岸の整備 | 県土整備部 | | 水辺空間整備延長 〇 | 整備済みの護岸、高水敷等の適切な維持管理を行っていきます。 | 伊勢市景観計画 河川整備計画(策定中) | 県事業 市町事業 |
| 67 | Ⅲ | 8 | 1 | ① | 市町 | 周辺施設と一体となった高水敷や階段護岸の整備 | 伊勢市 | | | 平成21年11月11日の行政刷新会議「事業仕分け」で河川環境整備事業が対象となり事業費の縮減となったため、「伊勢地区かわまちづくり」の今後の取組は未定の状況です。 | | |
| 68 | Ⅲ | 8 | 1 | ③ | 市町 | 明和町南部丘陵地域活性化基本構想 | 明和町 | | | 関係機関との協議を重ねていき、今後の実施の可否について検討していきます。 | | 市町事業 |
| 69 | Ⅲ | 8 | 2 | ① | 市町 | 奥伊勢湖周辺の施設整備構想 | 大台町 | | | 夏場に限らず、年間を通じたイベントをNPOと行政との協働で取り組んでいきます。 | | 市町事業 |
| 70 | Ⅲ | 8 | 2 | ② | 協議会 | カヌー発着場の整備とイベント開催 | 宮川流域ルネサ ンス協議会 | | | 宮川流域エコミュージアムと連携させて、住民団体の活動を支援していきます。 | | 協議会事業 |
| 71 | Ⅲ | 8 | 3 | ① | 県 | プレジャーボートの係留・保管場所の検討 | 県土整備部 | | | 上記協議会において暫定係留施設及び恒久的係留施設などのプレジャーボートの受け皿施設の設置並びに重点的撤去区域の設定及び放置等禁止区域の指定などの法律による規制の実現に向けて協議を進めていきます。 | 河川法及び港湾法 | 国、県、市事業 |
| 72 | Ⅲ | 9 | 1 | ① | 協議会 | 流域副読本の編さん | 宮川流域ルネサ ンス協議会 | | | 宮川流域活動冊子等を活用して、宮川流域に住む子どもたちに、将来に渡って、きれいな宮川を守っていく心と知識を育む活動を実施していきます。 | | 協議会事業 |
| 73 | Ⅲ | 9 | 1 | ② | 協議会 | 流域体験ツアーの実施 | 宮川流域ルネサ ンス協議会 | | | 新たなエコミュージアムの資源を掘り起こすことにより、更なる参加者と満足度の増加を図っていきます。そのうえで、NPOが主体となった取り組みの検討を行っていきます。 | | 協議会事業 |
| 74 | Ⅲ | 9 | 1 | ④ | 協議会 | 自然体験ハウスの整備 | 宮川流域ルネサ ンス協議会 | | | 使われなくなった公共施設等を拠点とした自然体験・環境教育を行うことを目的に引き続き支援していくこととします。 | | 協議会事業 |
| 75 | Ⅲ | 9 | 2 | ① | 協議会 | 地域に根ざした環境教育の推進 | 宮川流域ルネサ ンス協議会 | | | 宮川流域の子どもたちの交流と環境を大切にすることを育むためのイベントである「宮川流域子ども川サミット」は引き続き継続していきます。 | | |
| 75 | Ⅲ | 9 | 2 | ① | 県 | 地域に根ざした環境教育の推進 | 環境森林部 | | | 今後は参加者へのアンケート調査を行い、満足度や要望を把握することを通じて、宮川流域における環境教育を一層推進できるような講座作りを行います。 | 三重県環境学習情報センター条例 三重県環境保全活動・環境教育基本方針 教育基本法第二条第四号 学校教育法第二十一条第二号 学習指導要領総則第1 | 県事業 協議会事業 |
| 75 | Ⅲ | 9 | 2 | ① | 県 | 地域に根ざした環境教育の推進 | 県教育委員会 | | | 6月5日の「学校環境デー」を中心に、学校や地域の特色に応じた環境教育を実施していきます。 | | |
| 75 | Ⅲ | 9 | 2 | ① | 県 | 地域に根ざした環境教育の推進 | 文化振興室 | | | 宮川流域関連の事業をはじめ、県内の環境関連事業の情報収集に努めるとともに、生涯学習情報提供システムにより宮川流域案内人が活動する事業を中心に情報提供を行います。 | | |
| 76 | Ⅲ | 9 | 2 | ② | 協議会 | 水生生物を指標とした水質調査事業(小学生による水質調査事業) | 宮川流域ルネサ ンス協議会 | | | 小学生が水環境について関心を持ち、環境に興味を持つことは大変重要であることから、引き続き実施していきます。 | | |
| 76 | Ⅲ | 9 | 2 | ② | 県 | 水生生物を指標とした水質調査事業(小学生による水質調査事業) | 環境森林部 | | | 引き続き、小中学校の環境教育の一環として参加を呼びかけるほか、流域で活動を行う環境保全団体など、多様な主体が連携して実施できるよう働きかけていきます。 | | 県事業 市町事業 協議会事業 |
| 76 | Ⅲ | 9 | 2 | ② | 市町 | 水生生物を指標とした水質調査事業(小学生による水質調査事業) | 伊勢市 | | | 今後も継続して取り組んでいく予定です。 | | |
| 77 | Ⅲ | 9 | 3 | ① | 協議会 | 住民参加型の新聞の編集発行 | 宮川流域ルネサ ンス協議会 | | | 平成21年度に発行していた「River Voice 清流宮川応援新聞」は廃止します。今後は、宮川流域の情報を各市町の広報紙を利用し、効果的な情報発信を図っていきます。 | | 協議会事業 |
| 78 | Ⅲ | 9 | 3 | ② | 協議会 | 宮川流域ルネサンス講座の継続・拡充 | 宮川流域ルネサ ンス協議会 | | | 案内人自らが活動における課題を見つけ出し、その課題解決を図る講座の開催を支援していきます。 | | 協議会事業 |
| 79 | Ⅲ | 9 | 4 | ① | 県 | 流域の歴史・文化資産の調査とサイン整備 | 文化振興室 | | | 地域に残る伝統文化や貴重な地域資源について、地域がその価値を再認識し、正しく伝承する役割を担う一方、県は、伝統文化・地域資源の情報発信・管理などにより、住民活動を側面的に支援していきます。 | | 県事業 |
| 80 | Ⅲ | 9 | 4 | ② | 県 | 歴史・文化ウォーキングコースの設定、ウォークイベント等の実施 | 文化振興室 | | | 地域や住民の主體的な活動を側面的に支援していきます。 | | 完了・終了 |
| 81 | Ⅲ | 9 | 4 | ③ | 県 | 「川の一句」全国俳句募集事業 | 文化振興室 | | | 平成14年度に「水」をテーマに俳句募集を行いました。 | | 完了・終了 |
| 82 | Ⅲ | 10 | 1 | ① | 協議会 | 宮川流域エコミュージアム全体計画の推進 | 宮川流域ルネサ ンス協議会 | シンボル<共生> | | より地域に根ざした活動とするため、市町や地域団体等との連携をより進めていきます。 | | 協議会事業 |
| 82 | Ⅲ | 10 | 1 | ① | 市町 | 宮川流域エコミュージアム全体計画の推進(旧宮川村エコエリア基本構想) | 大台町 | シンボル<共生> | | 今後も地元ボランティアなどと協働し、水・森の豊かな自然を体験できる場を提供し、都市部との交流拠点としていきます。 | | 市町事業 |
| 83 | Ⅲ | 10 | 1 | ② | 協議会 | 宮川流域案内人の養成 | 宮川流域ルネサ ンス協議会 | シンボル<共生> | | 案内人の養成は当面中止し、これまでに養成した案内人が活動を始めることができるよう、宮川流域案内人の会運営委員会が中心となったフォローアップを行っていきます。 | | 協議会事業 |
| 84 | Ⅲ | 10 | 1 | ③ | 協議会 | 宮川流域エコミュージアムの整備 | 宮川流域ルネサ ンス協議会 | シンボル<共生> | | 宮川を訪れる人の利便性を高める施設の整備と既存施設の維持管理・適正運営について、流域市町や県、国の関係機関と協議していきます。 | | |
| 84 | Ⅲ | 10 | 1 | ③ | 市町 | 宮川流域エコミュージアムの整備(旧:二見町フィールド整備改修事業) | 伊勢市 | シンボル<共生> | | 引き続き、地元活動団体や組合等、地域の声を聞きながら、地域の活動拠点、観光拠点(案内、催し等)の一つとして、効果的に活用できるような体制を考えていきます。 | | |
| 84 | Ⅲ | 10 | 1 | ③ | 市町 | 宮川流域エコミュージアムの整備(旧:御園村進入路舗装整備事業) | 伊勢市 | シンボル<共生> | | 宮川ラブリバー公園として、維持管理を行っていきます。 | | |
| 84 | Ⅲ | 10 | 1 | ③ | 市町 | 宮川流域エコミュージアムの整備(旧:小俣町宮川親水公園整備事業) | 伊勢市 | シンボル<共生> | | 宮川親水公園として、維持管理を行っていきます。 | | |
| 84 | Ⅲ | 10 | 1 | ③ | 市町 | 宮川流域エコミュージアムの整備(河崎整備・川の駅、海の駅) | 伊勢市 | シンボル<共生> シンボル<協働> | | 河崎から宇治山田港を結ぶ勢田川を「勢田川歴史観光交流軸」として位置づけ、海の駅・川の駅整備を通じて、河崎及び勢田川流域の各地域が連携したまちづくりに取り組んでいきます。 | | |
| 84 | Ⅲ | 10 | 1 | ③ | 市町 | 宮川流域エコミュージアムの整備(旧:宮川村奥伊勢湖艇庫増築整備事業) | 大台町 | シンボル<共生> | | 今後も三重県唯一の漕艇場として、ボート競技を核とした交流を進めていきます。 | | |
| 84 | Ⅲ | 10 | 1 | ③ | 市町 | 宮川流域エコミュージアムの整備(旧:宮川村大杉谷自然学校) | 大台町 | シンボル<共生> | | 今後も引き続き、自然環境プログラムの開発に努め、各種団体等の参加促進を図っていきます。 | | 市町事業 協議会事業 |
| 84 | Ⅲ | 10 | 1 | ③ | 市町 | 宮川流域エコミュージアムの整備(旧:大宮町昆虫アパルト整備他) | 大紀町 | シンボル<共生> | | 事業等の中止により、事業の方向性については未定です。 | | |
| 84 | Ⅲ | 10 | 1 | ③ | 市町 | 宮川流域エコミュージアムの整備(旧:紀勢町大平つづじ山植栽事業) | 大紀町 | シンボル<共生> | | 地域住民ボランティアと連携し取組を継続します。 | | |
| 84 | Ⅲ | 10 | 1 | ③ | 市町 | 宮川流域エコミュージアムの整備(旧:大内山村南赤山遊歩道整備事業他) | 大紀町 | シンボル<共生> | | 遊歩道の整備を行い、地域住民による運営をめざします。 | | |
| 84 | Ⅲ | 10 | 1 | ③ | 市町 | 宮川流域エコミュージアムの整備(メダカ池、油田公園トイレ) | 多気町 | シンボル<共生> | | メダカ池周辺は、地域資源全体を活用した集客の拠点として活用していきます。油田公園は、地元にも活用を検討する組織が立ちあげられたことから、今後この組織を中心に活用を検討していきます。 | | |
| 84 | Ⅲ | 10 | 1 | ③ | 市町 | 宮川流域エコミュージアムの整備(佐奈地区流域案内施設整備他) | 多気町 | シンボル<共生> | | 交流を主体とした地域づくりの推進を図っていきます。 | | |
| 84 | Ⅲ | 10 | 1 | ③ | 市町 | 宮川流域エコミュージアムの整備(田丸城址遊歩道整備事業) | 玉城町 | シンボル<共生> | | 引き続き田丸城跡のクリーン作戦を継続していき、地域と共に玉城町のシンボルである歴史文化財を保全し、併せ宮川流域案内人の活動しやすい場づくりを進めます。 | | |
| 85 | Ⅲ | 10 | 2 | ① | 県 | 産出木材の長期・多段階利用 | 環境森林部 | | | 「三重の木」認証材の利用拡大や間伐材などの製紙・バイオマス利用の推進を図ります。 | | 県事業 |

| 整理No. | 基本理念 | ビジョン | 基本計画 | 実施計画 | 担当 | 事業名 | 担当室等 | 重点施策 シンボルプロジェクト | 数値目標 | 今後の取組方向 | 根拠 | 対応方針 |
|-------|------|------|------|------|-----|-----------------------------------|------------------|--------------------|------|--|---|----------------------|
| 86 | Ⅲ | 10 | 2 | ② | 市町 | 歴史的な木造建築物・まちなみの保存 | 伊勢市 | | | 伊勢市景観条例に基づき、引き続き実施していきます。 | | 市町事業 |
| 87 | Ⅲ | 10 | 2 | ③ | 市町 | 周辺環境に調和した木造町営住宅の取り組み | 大紀町 | | | 今後の取組については未定の状況です。 | | 完了・終了 |
| 88 | Ⅲ | 10 | 3 | ① | 市町 | 桜の渡しの整備事業「水辺の楽校プロジェクト」の実施 | 伊勢市 | シンボル〈協働〉 | | 宮川親水公園として、維持管理を行っていきます。 | | 完了・終了 |
| 89 | Ⅲ | 10 | 3 | ② | 協議会 | 歴史的な渡し跡の整備 | 宮川流域ルネサ ンス協議会 | シンボル〈協働〉 | | 活用方法について市町等との協議を行っていきます。 | | 完了・終了 |
| 90 | Ⅲ | 10 | 3 | ③ | 市町 | 河崎歴史文化交流拠点構想 | 伊勢市 | シンボル〈協働〉 | | 「伊勢河崎商人館」を市民のまちづくり活動交流拠点として活用し、伊勢及び河崎の歴史・文化の発信、歴史的まちなみの保全活用を図っていきます。 | | 市町事業 |
| 91 | Ⅲ | 11 | 1 | ① | 市町 | 日本一厳しい環境保全条例の制定 | 大台町 | | | 引き続き自然環境を後世に引き継ぐため、努力していきます。 | | 市町事業 |
| 92 | Ⅲ | 11 | 1 | ② | 協議会 | 流域を対象とした統一的な条例の検討 | 宮川流域ルネサ ンス協議会 | | | 引き続き、流域市町が主体となり、理念や基本方針など流域の市町で協働できる内容を検討していきます。 | | 市町事業 |
| 92 | Ⅲ | 11 | 1 | ② | 市町 | 流域を対象とした統一的な条例の検討 | 伊勢市 | | | 憲章、宣言、理念条例など条例に対する基本方針など、流域の市町で共有するたたき台を作成し、策定に向けて宮川流域ルネサ ンス協議会の中で協議をしていきます。 | | 協議会事業 |
| 93 | Ⅲ | 11 | 2 | ① | 協議会 | 高水敷公園やダム湖、沿道周辺、海岸での清掃活動 | 宮川流域ルネサ ンス協議会 | | | 宮川に誇りを持ち、宮川の自然を守っていくためにも、今後も流域市町や活動団体等と連携し、清掃活動を実施していきます。 | | 国事業 市町事業 協議会事業 |
| 93 | Ⅲ | 11 | 2 | ① | 国 | 高水敷公園やダム湖、沿道周辺、海岸での清掃活動 | 三重河川国道 事務所 | | | 今後も引き続き住民主導の取組として実施される各種清掃活動の取組を支援し、流域全体での清掃活動をよびかけていきます。 | | |
| 93 | Ⅲ | 11 | 2 | ① | 市町 | 高水敷公園やダム湖、沿道周辺、海岸での清掃活動 | 伊勢市 | | | 今後も継続して、取り組んでいく予定です。 | | |
| 93 | Ⅲ | 11 | 2 | ① | 市町 | 高水敷公園やダム湖、沿道周辺、海岸での清掃活動 | 大台町 | | | 引き続き事業に取り組んでいく予定です。 | | |
| 93 | Ⅲ | 11 | 2 | ① | 市町 | 高水敷公園やダム湖、沿道周辺、海岸での清掃活動 | 大紀町 | | | 清掃活動を通じて、環境保全意識の向上を図ります。 | | |
| 93 | Ⅲ | 11 | 2 | ① | 市町 | 高水敷公園やダム湖、沿道周辺、海岸での清掃活動 | 多気町 | | | 地域住民の地域環境への意識の向上のため、より強固な住民、企業、行政のパートナーシップを構築し、積極的に活動していきます。 | | |
| 93 | Ⅲ | 11 | 2 | ① | 市町 | 高水敷公園やダム湖、沿道周辺、海岸での清掃活動 | 玉城町 | | | 地域住民や学校の自主的な取組を支援し、今後も宮川流域の環境保全の意識向上に努めていきます。 | | |
| 93 | Ⅲ | 11 | 2 | ① | 市町 | 高水敷公園やダム湖、沿道周辺、海岸での清掃活動 | 明和町 | | | 環境美化活動の意識向上を図り、空き缶等のポイ捨て防止や、河川等への不法投棄防止を進めていきます。 | | |
| 93 | Ⅲ | 11 | 2 | ① | 市町 | 高水敷公園やダム湖、沿道周辺、海岸での清掃活動 | 度会町 | | | 今後も清掃美化活動を継続し、各区・自治会が主体的となった活動を行政がサポートして展開していきます。 | | |
| 94 | Ⅲ | 11 | 2 | ② | 県 | 住民参加の維持管理の趣旨をふまえた住民による河川 管理の推進 | 県土整備部 | | | 参加団体及び参加者に大きな変化はないが、住民の環境意識も高まる傾向にあるので、引き続き、より多くの活動団体に参加して いただくため、積極的に広報していきます。 | フラワーオアシス推進事業実施要領 河川・海岸美化ボランティア活動推進事業実施要領 | 県事業 |
| 95 | Ⅲ | 11 | 3 | ① | 協議会 | 県民参加の森林づくり・人づくり促進事業 | 宮川流域ルネサ ンス協議会 | 重点(森林) | | 協議会としてかわせみ募金等を活用し、植樹活動等の森づくりを継続して支援していきます。 | | 協議会事業 |
| 95 | Ⅲ | 11 | 3 | ① | 県 | 県民参加の森林づくり・人づくり促進事業 | 環境森林部 | | | 企業やボランティアなど、多様な主体による森林づくりを進めます。 | 三重の森林づくり基本計画 (平成18年度～) | 県事業 |
| 96 | Ⅲ | 11 | 3 | ② | 県 | 「森と海をつなぐ運動」の展開 | 農水商工部 | | | 流域住民をはじめとして県民全体への理解を広げ、より多様な主体が参画し、実施する事業へと発展するよう促進していく必要があり ます。 | | 県事業 |
| 97 | Ⅲ | 11 | 4 | ① | 協議会 | 森林と水を守るフォーラムの開催 | 宮川流域ルネサ ンス協議会 | | | 県民により一層宮川を身近に感じてもらうために宮川フォーラム(仮称)を開催し、引き続き清流を生み出す森林と水を守る意識の 醸成を図ります。 | | 協議会事業 |
| 98 | Ⅲ | 11 | 4 | ② | 県 | 全国宮川サミットの開催 | 地域づくり支 援室 | | | NPO主体で開催しているイベントであり、その自主性を尊重していきます。 | | 完了・終了 |
| 99 | Ⅲ | 11 | 4 | ③ | 国 | 神島、答志島や三浦湾と宮川流域との交流 | 三重森林管理 署 | | | 獣害による樹木被害が多いことから、ボランティアを募集し樹木保護作業に取り組めます。 | | 国事業 |

IV 「魅力ある地域づくり」のために

| 整理No. | 基本理念 | ビジョン | 基本計画 | 実施計画 | 担当 | 事業名 | 担当室等 | 重点施策 シンボル・プロジェクト | 数値目標 | 今後の取組方向 | 根拠 | 対応方針 |
|-------|------|------|------|------|-----|---|--------------|---------------------|------|--|--|-------------|
| 100 | IV | 12 | 1 | ① | 県 | 森林空間総合整備事業 | 環境森林部 | | | 施設の大きな修繕やリフレッシュ工事等には、国・県の事業を活用し、また、住民や、NPO企業などができることから参画し、みんなで力を合わせて地域作りの一環として「新しい時代の公」の考え方のもと、維持管理や活用に取り組むことを維持管理主体に呼びかけていきます。 | | 完了・終了 |
| 101 | IV | 12 | 1 | ② | 市町 | 森林公園の整備 | 多気町 | | | 地元住民との協働で自然体験を通して交流や憩いの場としての活用を図っていきます。 | | 完了・終了 |
| 102 | IV | 13 | 1 | ① | 県 | 流域圏シンポジウムの開催 | 政策部 | | | 地域の意向を尊重し、そのニーズをふまえたうえで、庁内における調整も図り、今後の公的な関与のあり方を検討します。 | 県民しあわせプラン次期戦略計画 | 完了・終了 |
| 103 | IV | 13 | 1 | ② | 協議会 | ホームページの開設 | 宮川流域ルネサンス協議会 | | | 内容の見直し等により、より魅力的なホームページとしていきます。 | | 協議会事業 |
| 104 | IV | 13 | 1 | ③ | 協議会 | 住民サイドの都市との交流 | 宮川流域ルネサンス協議会 | | | エコミュージアムを介した地域間交流を推進するよう支援していきます。 | | 協議会事業 |
| 105 | IV | 13 | 1 | ④ | 協議会 | 流域写真集、イラストマップ等の発刊 | 宮川流域ルネサンス協議会 | | | 今後も宮川流域ルネサンス協議会が主体となってPRを進めていきます。 | | 協議会事業 |
| 106 | IV | 13 | 1 | ⑤ | 協議会 | エコツーリズムのルート整備の検討 | 宮川流域ルネサンス協議会 | | | エコツーリズムのルートづくりについては、必要に応じて、宮川流域エコミュージアムの取り組みの中で、支援することとします。 | | 完了・終了 |
| 107 | IV | 13 | 1 | ⑥ | 県 | 健康づくりを進める社会環境の整備 | 健康福祉部 | | | 健康づくりの推進に向け、市町、NPO、関係団体等と協働の上、地域資源の活用も視野に入れながら、運動しやすい環境整備に努めます。 | 三重県健康づくり推進条例 ヘルシービープルみえ・21推進事業 | 完了・終了 |
| 108 | IV | 13 | 2 | ① | 協議会 | グリーン&マリンツーリズムを通じた集客交流の推進(都市との共生による農山漁村再生事業) | 宮川流域ルネサンス協議会 | | | 必要に応じて宮川流域エコミュージアムの取り組みの中で検討することとします。 | | 協議会事業 |
| 108 | IV | 13 | 2 | ① | 県 | グリーン&マリンツーリズムを通じた集客交流の推進(都市との共生による農山漁村再生事業) | 農水商工部 | | | グリーン・ツーリズム実践者同志のネットワークの構築を図り、訪れる方々の滞在時間が延びるようなビジネスモデルを推進し、地域の活性化につながるよう事業推進を図っていきます。 | | 県事業 |
| 109 | IV | 13 | 2 | ② | 県 | 近畿自然歩道の整備 | 環境森林部 | | | 該当施設の修繕について、維持業務を委託している当該市町と協議を行い、修繕方法など対応策を決定し、緊急性の高い箇所から対応していきます。 | | 完了・終了 |
| 110 | IV | 13 | 2 | ③ | 県 | 宮川沿岸道路休憩施設整備事業 | 県土整備部 | | | 財政状況の厳しいなか、新規の事業の着手は困難な状況であるため、整備は完了としています。 | | 完了・終了 |
| 111 | IV | 13 | 2 | ④ | 協議会 | 流域案内板の設置とCI | 宮川流域ルネサンス協議会 | | | 案内看板の設置が必要と判断した場合は関係者とともに設置を検討していきます。 | | 完了・終了 |
| 112 | IV | 13 | 2 | ⑤ | 県 | 遊魚による地域振興のための実態把握 | 農水商工部 | | | 平成22年度に遊漁者等の調査を実施する予定です。 | | 県事業 |
| 113 | IV | 13 | 3 | ① | 市町 | 産業文化センターと子供王国整備計画 | 大台町 | | | 引き続き自然体験施設として活用していきます。 | | 完了・終了 |
| 114 | IV | 13 | 3 | ② | 市町 | 健康ふれあいの郷整備計画 | 大台町 | | | 健康・福祉・ふれあい交流の拠点として、今後も活用を推進していきます。 | | 完了・終了 |
| 115 | IV | 13 | 3 | ③ | 市町 | 大内山川リバーサイド計画 | 大紀町 | | | 今現在、検討の予定がない為、今後の方向性も見出せない状況です。 | | 完了・終了 |
| 116 | IV | 13 | 3 | ④ | 市町 | 大平つつじ山周辺ふれあいリゾート計画 | 大紀町 | | | 地域住民ボランティアによる草刈等を継続していく予定ですが、リゾート施設整備等の計画は困難な状況です。 | | 完了・終了 |
| 117 | IV | 13 | 3 | ⑤ | 市町 | のびのびパーク天啓健康村構想 | 多気町 | | | 町の中央公園としての機能拡大を図り、さらに地域福祉の拠点としての機能も拡大し、地域住民に愛される公園となるよう整備を進めていきます。 | | 市町事業 |
| 118 | IV | 13 | 3 | ⑥ | 市町 | 地域農産物等活用型総合交流促進事業の推進 | 伊勢市 | | | 地産地消の中心施設として、地域農産物の直売や産業活性化事業を引き続き実施していきます。 | | 完了・終了 |
| 119 | IV | 13 | 4 | ① | 協議会 | 流域エコネットの構築(宮川流域版「川の駅(仮称)」構想) | 宮川流域ルネサンス協議会 | シンボル(協働) | | 宮川流域ルネサンス協議会と流域の活動団体と連携して、活動拠点の確保を進め、自主自立できる流域のネットワーク構築を進め、支援を行います。また、既存施設の活用・拡充を基本に考えます。 | | 協議会事業 |
| 120 | IV | 14 | 1 | ① | 県 | 宮川水域水生生物生態調査 | 農水商工部 | | | 平成9年度から11年度にかけて調査を実施し、結果を基に報告書やパンフレット、下敷きを作成し、啓発活動に活用しました。 | | 完了・終了 |
| 121 | IV | 14 | 1 | ③ | 県 | 流域の水生生物生態系及び河川環境保全の研究機能の検討 | 農水商工部 | | | 平成16年度の報告を参考に、研究を継続していきます。また、水産以外の影響も大きい為、NPOをはじめ、教育委員会、県土整備部、環境森林部など多様な機関との連携も強化していきます。 | | 完了・終了 |
| 122 | IV | 14 | 2 | ① | 県 | 多自然川づくりをテーマにした共同研究事業 | 政策部 | | | 平成13年度で事業を完了し、河川護岸資材関連の特許出願を行いました。 | | 完了・終了 |
| 123 | IV | 14 | 2 | ② | 県 | 宮川学会(仮称)の運営事業 | 政策部 | | | 全国規模の学会を設置する必要性は無いものの、宮川を通じた地域の取組を推進する中で、必要に応じて学術研究機関との連携を支援していくことを検討します。 | | 完了・終了 |
| 124 | IV | 15 | 1 | ① | 県 | 水が育てる里づくり実践事業費補助 | 農水商工部 | 重点(生活排水) | | 「みえの安全・安心農業生産推進方針」について、理解・普及を進める中で宮川流域の地域的特徴等、地域環境に対応した推進策について検討していきます。 | みえの安全・安心農業生産推進方針 | 県事業 |
| 125 | IV | 15 | 1 | ② | 県 | 宮川流域での環境保全型省力低コスト茶生産の推進 | 農水商工部 | 重点(生活排水) | | 担い手への農地の流動化、省力化による経営安定を図るとともに、地域農地の保全や、環境にやさしい農業生産、品質向上、安定生産に向けた技術の導入を進めます。 | | 県事業 |
| 126 | IV | 15 | 2 | ① | 県 | 既存補助金を利用した事業展開の促進 | 農水商工部 | | | 地域資源を活用した新商品開発を促進するファンド助成金事業は、今後、10年近く継続する予定であるため、引き続き、これらの事業を活用して宮川流域の事業者や住民等による新事業のスタートアップを支援します。また、新しく生まれた事業の継続・発展を図るため、地域の商工会議所や商工会等とも連携し、販路開拓等を支援します。 | | 県事業 |
| 127 | IV | 15 | 2 | ② | 県 | 新たな付加価値製品の創造 | 環境森林部 | | | 自然栽培が可能な商品性の高いきのこの探索を行い、ハタケシメジとの併用による通年出荷システムを構築します。また、イベントや料理講習会等により、三重のきのこのPRや消費拡大を図っていきます。 | 平成22年度より林業研究所において商品化を目指したきのこ栽培技術の開発に取り組んでいる。 | 県事業 市町事業 |
| 127 | IV | 15 | 2 | ② | 市町 | 新たな付加価値製品の創造 | 度会町 | | | 優良品種への更新を誘導するため、引き続き改植奨励事業への補助金を継続します。次世代を担う子どもたちに一番茶の本当のおいしさを理解してもらい、高級茶の消費を促すため、急須で淹れたお茶を飲んでもらう緑茶愛飲推進事業を継続して行います。 | | |
| 128 | IV | 15 | 2 | ③ | 県 | 三重県型デカップリング市町村総合支援事業による地域産業の創設支援 | 政策部 | | | 今後は中山間地域への支援施策で対応します。 | | 完了・終了 |
| 129 | IV | 15 | 3 | ① | 県 | 漁場環境の保全 | 農水商工部 | | | 藻場・干潟は水質浄化の観点にとどまらず、多くの魚介類幼稚仔の生育場所としても重要な場所であり、多くの藻場や干潟が残る宮川河口域は伊勢湾内における重要な海域と位置付けられます。今後も藻場・干潟の維持・増大に向けた取組が必要です。 | 県民しあわせプラン第2次戦略計画みえの舞台づくり閉鎖性海域の再生プログラム(H19~H22) 三重県広域漁業圏域総合水産基盤整備事業計画(H19~H23) | 県事業 |
| 130 | IV | 15 | 4 | ① | 県 | 宮川ダム維持放流発電設備建設事業 | 企業庁 | | | 豊かな自然を生かしたクリーンエネルギーの啓発・復旧の取組として一定の成果がありました。水力発電事業について、H25年度又はH26年度を目標に民間譲渡を行うよう現在譲渡交渉先との協議を進めており、今後事業主体が変わった場合における当該事業の対応について関係者と調整していく必要があります。 | 事業主体が変わっても、引き続き宮川ダムの維持流量発電設備が継続できるよう、関係者との協議を進める。 | 完了・終了 |
| 130 | IV | 15 | 4 | ① | 県 | 宮川ダム維持放流発電設備建設事業 | 政策部 | | | 取組を完了しました。 | | |
| 131 | IV | 15 | 4 | ② | 県 | 流域ミニ発電所の検討 | 環境森林部 | | | 製材工場等残材や林地残材の発生状況や利用施設の立地条件等地域の実情に応じた、効率的な収集・運搬・利用の仕組みづくりに向けた検討を進めます。 | | 完了・終了 |

V 計画の実現のために

| 整理No. | 基本理念 | ビジョン | 基本計画 | 実施計画 | 担当 | 事業名 | 担当室等 | 重点施策 シンボルプロジェクト | 数値目標 | 今後の取組方向 | 根拠 | 対応方針 |
|-------|------|------|------|------|-----|--------------------|---------------|--------------------|------|---|----|-------|
| 132 | V | 16 | 1 | ① | 協議会 | 宮川流域再生基金(仮称)の設置 | 宮川流域ルネッサンス協議会 | | | 活動財源確保について、企業連携も含め議論を進めていきます。 | | 協議会事業 |
| 133 | V | 16 | 1 | ② | 県 | 宮川流域ルネッサンス事業の進行管理 | 政策部 | | | 基本計画及び第3次実施計画の評価・検証や県民しあわせプラン次期戦略計画の方向性との調整を図り、ポストルネッサンスの方向性を定めていきます。 | | 県事業 |
| 134 | V | 16 | 2 | ① | 協議会 | 環境NPOへの活動支援 | 宮川流域ルネッサンス協議会 | | | 流域NPOの緩やかなネットワークづくりを踏まえて、活動を支援していきます。 | | 協議会事業 |
| 135 | V | 16 | 2 | ② | 協議会 | 宮川流域ルネッサンス協議会の活動充実 | 宮川流域ルネッサンス協議会 | | | 流域の多様な主体との協働を担う組織として、いままでの基本計画の理念を継承したかたちの事業計画(平成23年度~)に基づき、宮川流域ルネッサンス協議会が地域主導の体制の基盤を支えています。 | | 協議会事業 |
| 136 | V | 16 | 2 | ③ | 協議会 | 流域保全機構(仮称)の設置 | 宮川流域ルネッサンス協議会 | | | 平成18年からは住民代表(宮川流域案内人の会代表・守ろう清流!宮川流域いっせいチェックWS代表)が協議会に加わった形になり、市民参加の充実を進めていきます。新たな流域保全機構(仮称)の設置については廃止します。 | | 完了・終了 |
| 137 | V | 16 | 2 | ④ | 協議会 | 宮川流域ルネッサンス円卓会議 | 宮川流域ルネッサンス協議会 | | | 具体的なプロジェクトの検討を核にした、新たな議論の場を創っていきます。平成22年度で基本計画が終了することから、ポストルネッサンスの新しい事業計画をスタートさせます。新しい事業計画の3つのテーマ「Ⅰ(水)健全な水循環」「Ⅱ(森林)豊かな自然」「Ⅲ(地域振興)魅力ある流域」からの議論の場を創ります。今後、宮川流域ルネッサンス事業を推進する上で起りうる課題の解決に向けた方策の内容(テーマ)による議論の場を必要に応じて創ります。 | | 協議会事業 |
| 138 | V | 16 | 3 | ① | 協議会 | 流域データベースの構築 | 宮川流域ルネッサンス協議会 | | | 流域データベースの構築については今後は実施困難な状況です。 | | 完了・終了 |